

吹田市工事請負契約等に係る発注要領

— 目 次 —

ページ

第1章 総 則

第 1条	原 則	1
第 2条	入札参加資格	1
第 3条	評定値通知書の取り扱い及びランク等の認定	3
第 4条	市内事業者及び準市内事業者の取り扱い等	4
第 5条	新規事業者の取り扱い	4

第2章 入札手続

第 6条	合算・併合入札	4
第 7条	予定価格の準備等	5
第 8条	最低制限価格の設定	5
第 8条の2	端数処理	7
第 8条の3	最低制限価格調整額	7
第 9条	発注及び入札の方法	8
第10条	入札参加者数による入札成立の要件	8
第11条	無効の入札	8
第11条の2	失格の入札	9
第12条	入札に関する公告及び公表等	9
第13条	入札参加制限	10
第14条	指名競争入札の指名通知	10
第15条	入札参加資格の有無の確認申請	10
第16条	入札参加資格の確認審査及び通知	10
第17条	入札参加資格がないと認めた者に対する再通知	11
第18条	現場説明会・設計図書等	11
第19条	入札の辞退	11
第20条	入札の執行及び開札等の運用の基本	12
第20条の2	紙入札の執行及び開札等	12
第20条の3	電子入札の執行及び開札等	13

第3章 発注基準

第21条	競争入札に係る発注基準	15
第22条	随意契約に係る発注基準	16

第4章 指名基準

第23条	指名競争入札の事業者選定の留意事項	17
第24条	指名事業者数	18
第25条	指名事業者選定の運用	19

第5章 特定建設工事共同企業体運用基準

第26条	目 的	20
第27条	対象工事等	20
第28条	構成員の資格	20
第29条	共同企業体の構成	20
第30条	出資割合	20
第31条	代表者	20
第32条	結成方法	21
第33条	適用除外	21
【特定建設工事共同企業体発注基準表】		21

第6章 事業協同組合運用基準

第34条	目 的	21
第35条	定 義	21
第36条	対象工事	21
【事業協同組合発注基準表】		22
第37条	指名競争入札における参加者の選定に関する取り扱い	22
第38条	一般競争入札における参加資格に関する取り扱い	22
第39条	適用除外	22

第7章 発注予定情報の公表基準

第40条	趣 旨	23
第41条	公表の範囲	23
第42条	公表の内容	23
第43条	公表の時期等	23

第8章 契約手続等

第44条	契約書等の提出及び契約の確定	23
第44条の2	落札決定の取り消し	24
第45条	契約と議会	24
第46条	談合等不正行為による解除	24
第46条の2	暴力団排除措置要領による解除	25
第47条	談合等不正行為による賠償金	25

第48条	契約保証金	26
第49条	近接工事との経費調整	26
第50条	公共工事の前払金及び中間前払金	27
第50条の2	契約期間が複数年度にわたる契約に係る前払の特例	27
第50条の3	中間前払と部分払の選択	27
第50条の4	中間前払金の認定請求および認定	28
第50条の5	部分払	28
第50条の6	契約期間が複数年度にわたる契約に係る部分払の特例	28
第51条	建設リサイクル法施行に伴う取り扱い	29

第9章 施工体制台帳・建退共に関する取り扱い基準

第52条	施工体制台帳	31
第53条	建設業退職金共済制度の普及	32

第10章 電子入札システムの運用基準

第54条	電子入札の受付期間等の設定	33
第55条	入札説明書等の電子ファイルの形式	33
第56条	電子入札発注案件登録情報の修正及び手順	33
第57条	電子入札に係る添付書類の提出方法	34
第58条	電子入札に係る連絡事項の確認	34
第59条	電子入札に係る入札説明書・入札案件内容に対する質問回答	34
第60条	電子入札に係る開札後の公表等	35
第61条	システム障害等に係る手続	35
第62条	入札参加者のICカード	35

第11章 その他

第63条	苦情の申立て	36
第64条	委 任	36

(別記)

別記第1	格付基準表	40
別記第2	吹田市工事請負契約等入札心得書	41
別記第3-1	吹田市電子入札心得書(一般競争入札)	47
別記第3-2	吹田市電子入札心得書(指名競争入札)	53
別記第4	工事現場における適正な施工体制の確保等に関する取り扱い	57
別記第5	建退共証紙の購入等について	59
別記第6	建設工事入札参加有資格者の等級(ランク)格付けにおける 発注者別評価点(主観点)に関する運用基準	61

吹田市工事請負契約等に係る発注要領

制 定 平 成 17 年 4 月 1 日

最近改正 令 和 6 年 9 月 1 日

第1章 総 則

(原 則)

第1条 吹田市(以下「市」という。)における公共工事(工事請負費により執行するものに限る。以下同じ。)及び公共工事に係る設計・測量等の業務委託(以下「工事等」という。)の発注については、入札・契約手続のより一層の透明性、競争性を確保するため、この要領に定めるところによるものとする。

2 市における公共工事に当たっては、市内中小企業の受注機会の増大を図ることから分離・分割方式を原則とし、第3章に定める「発注基準」、別記第1に掲げる「格付基準表」及び吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程(昭和40年訓令第6号(以下「選定規程」という。))なお、等級を「ランク」という。以下同じ。))に基づき発注するものとする。ただし、工事の難易度や特殊性、社会情勢等を考慮し、必要に応じて多様な発注方法について検討を行い、吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会(以下「改善検討委員会」という。))に諮るものとする。

3 指名競争入札に係る事業者選定については選定規程に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

4 電子入札と紙入札との併用は行わないものとする。ただし、電子入札案件であっても、当該入札案件について電子入札システム(以下「システム」という。)に障害が発生した場合、又は事業者が電子入札に対応できる環境にないと判断する場合は、電子入札の手続は中止し、改めて紙入札の手続を行うものとする。

5 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。

2 基本事項

基本事項として、以下に掲げる要件を全て満足する者でなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市の入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)登載事業者であり、当該案件の工事(業務)種類の参加を希望していること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 建設業法施行規則第18条の2に違反していないこと。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (7) 建設業法施行規則第18条の2に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「評定値通知書」という。)の有効期限が失効していないこと。

- (8) 吹田市工事成績評定結果活用要領(平成26年3月7日制定)に基づく入札参加制限措置を受けていないこと。
- (9) 同一入札に参加する複数の者の関係が、下記アの基準に該当する場合は、入札に参加することができないものとする。なお、入札執行にあたってはイの取り扱いを行うものとする。

ア 基準

次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合とする。

- a 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。)の関係にある場合。
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合とする。ただし、aについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合。
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他

- a 事業協同組合とその組合員である場合又は同一の組合員が重複して加入している事業協同組合同士である場合。
- b 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とその構成員である場合又は同一の構成員が重複して結成している共同企業体同士である場合。
- c (ア) 又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

イ 基準に該当する場合の取り扱い

基準に該当する者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札とし、無効として取り扱うものとする。ただし、入札書を提出するまでに基準に該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効とする。

ウ 留意事項

入札参加者の関係が基準に該当する場合、当該基準を遵守する目的で、辞退者を決めるために当事者間で連絡をとることを担当職員に申し出た場合は、入札妨害行為等とは見なさないものとする。なお、担当職員の許可を受けることなく、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、従来どおり、入札心得書等に則して厳正に対応するものとする。

エ 入札参加者への周知

基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、入札心得書等に記載し、入札参加者に入札に関する条件として明示するものとする。

- (10) 電子入札の場合にあつては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基

づく電子証明書(以下「ICカード」という。)を取得し、システムに接続可能な者であつて、当該ICカードを使用して市の電子入札に参加するための利用者登録の手続を完了しているものであること。

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて次の各号に定める事項を入札参加資格要件に追加し、適切な発注と品質の確保に努めるものとする。

(1) 発注工事に係る評定値通知書の総合評定値(以下「総合評点」という。)(市内事業者(第4条に規定する市内事業者をいう。))にあつては、総合評点と発注者別評価点との合計点。次条第1項を除き、以下同じ。)による入札参加要件の設定

一般競争入札に係る総合評点による制限の設定は、格付基準表に基づき、発注工事に係る個別要件を総合的に勘案して設定するものとする。なお、次に掲げるものについては入札参加資格の資格審査実施時点の総合評点を入札参加要件とすることができるものとする。

ア 共同企業体の代表者

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

ウ 共同企業体発注以外のAランク工事で必要があると認めるもの。

(2) 一定基準を満たす同種、類似工事等の受注(施工)実績

ア 一定基準を満たす同種、類似工事等の元請受注(施工)実績を要求する必要がある場合は、特に必要がある場合を除き、予定価格(機能・能力等の要求を含む。以下「予定価格等」という。)の50%以上の元請実績とし、予定価格等を上回る実績は求めないものとする。なお、元請実績を求めることが困難であると認められる場合は、一次下請としての施工実績に限り当該実績とすることができるものとし、共同企業体発注の場合は、原則として代表者に係る受注実績に限るものとする。

イ 共同企業体での元請受注(施工)実績の場合は、受注額を共同企業体の出資割合で按分した持分を元請受注(施工)実績とする。

(3) 一般競争入札案件又は指名競争入札案件においては、受注機会の均衡化の観点から、入札参加業種又は当該年度の受注件数等により入札参加の制限を行う必要があると認める場合は、入札参加業種又は落札者若しくは落札候補者の決定時点の件数等をもって当該制限を行うことができるものとする。

(4) 工事現場への技術者の配置について、第52条第2項第3号に定める技術者を配置できるものであること。なお、必要に応じて「資格者証」及び資格者本人の「健康保険被保険者証」の写しの提出又は提示を入札参加の要件とすることができるものとする。

(5) 共同企業体に関する事項

第5章に定める特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、共同企業体の構成条件等を簡潔に明記するものとする。

(6) 事業協同組合に関する事項

第6章に定める事業協同組合運用基準に基づき、事業協同組合の構成条件等を簡潔に明記するものとする。

(7) その他必要と認める事項

(評定値通知書の取り扱い及びランク等の認定)

第3条 評定値通知書については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 新たに決定された評定値通知書を受理した事業者は、速やかにその写しを提出しなければならない。なお、市に提出する評定値通知書の写しは、いずれの場合であっても審査庁の公印が押印されたもので総合評点が記載された通知でなければ無効として取り扱うものとする。

(2) 毎年度ランク等の認定に適用する評定値通知書は、当該年度の前年度の11月1日時点で有効なもの(同日において有効なものが2通ある場合にあつては最新のものとし、同日において有効なものがない者にあつては同日後において取得したものとする。)かつ2月15日(その日が吹田市の休日に関する条

例に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の翌日とする。以下「基準日」という。）までに提出されたものとする。ただし、基準日までに評価値通知書の提出をせず、基準日後に提出した者の認定には、その提出時点で有効なものを提出日の翌々日（翌々日が土日祝日に当たるときは、その翌日とする。）に適用する。なお、年度途中においてランクの認定の改定は行わない。

(3) 前号の規定にかかわらず、経営事項審査の審査基準の改正があった場合については、改正後の審査基準によって審査された評価値通知書により認定するものとすることができる。

(4) 入札参加条件において、入札参加資格確認申請書提出日の直近の総合評点を基準とする必要がある場合は、当該入札案件に限り、第2号の規定にかかわらず入札参加資格確認申請書提出日の直近の評価値通知書によることができるものとする。

(5) 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合の総合評価値については、別に定める「吹田市事業協同組合に係る入札参加者資格審査に関する特例要領」に基づき算定するものとする。

2 ランクの認定は、工事種類ごとに総合評点をランク区分評点とし、別記第1の格付基準表の区分により行うものとする。

3 第1項第2号、第3号及び第5号で評価値通知書が適用された建設工事の種類において、特定建設業許可を年度の途中で取得した場合は、当該許可書の写しが提出された日から1か月を経過した日から適用する。ただし、一般競争入札の場合に限り、当該許可書の写しを希望する工事の入札参加資格確認申請日までに提出した場合は、前記の定めにかかわらず、当該入札の参加条件を満たすものとする。

（市内事業者及び準市内事業者の取り扱い等）

第4条 「市内事業者」とは有資格者名簿に市内本店で登載されている事業者をいい、「準市内事業者」とは有資格者名簿に市内支店で登載されている事業者をいう。これ以外の事業者を「市外事業者」と称するものとする。準市内事業者については、市において過去5年間の受注実績がある場合は、指名事業者選定にあたっては市内事業者に準じた取り扱いができるものとする。ただし、市内事業者との受注機会の差を設けるものとする。

（新規事業者の取り扱い）

第5条 新規事業者については、建設工事又はコンサルタント業務の有資格者名簿登載後、原則として、公告日及び指名通知日において1年を経過したもの（第21条の発注基準表により発注する市内事業者又は準市内事業者については、市内事業者又は準市内事業者として継続して1年を経過したもの）に限り、第4章に定めるところにより入札に参加させるものとする。ただし、有資格者名簿登載日から過去6か月以内に有資格者名簿に市内事業者又は準市内事業者として登載され、本市発注工事又は工事に係るコンサルタント業務の受注実績がある新規事業者においては、有資格者名簿登載後から入札に参加させるものとする。

第2章 入札手続

（合算・併合入札）

第6条 複数の入札又は契約の執行依頼があった場合、工事については、工事現場が同一あるいは近接している場合等で同一の事業者が施工しなければ工事の施工上不都合が生じると認められるもの、工事に係る設計・測量等の業務委託（以下「設計・測量等の業務委託」という。）については、効率性の観点か

ら同一業種の複数の業務を1者に履行させるものについては、これらを一にまとめて入札に付するものとし、次により区分し取り扱うものとする。

(1) 合算入札

入札後、契約を入札又は契約の執行依頼書ごとに分けて結ぶ場合は、合算入札という。

(2) 併合入札

入札後、契約も1件にまとめて結ぶ場合は、併合入札という。

(予定価格の準備等)

第7条 予定価格(第8条に定める最低制限価格を設定した場合にあっては、予定価格及び最低制限価格。以下同じ。)を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)の取り扱いは、吹田市財務規則(昭和39年規則第14号、以下「財務規則」という。)第101条の規定に基づき、予定価格調書を封書にし、開札場所に置くものとする。ただし、予定価格をあらかじめ公表するもの及びシステムに登録するものについては、この限りでない。

2 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」という。)を控除した金額(以下「税抜き」という。)を公表するものとする。

(最低制限価格の設定)

第8条 最低制限価格は次により設定するものとする。

ただし、必要がある場合には、改善検討委員会に諮り、最低制限価格を設定しないものとすることができる。

(1) 入札の通知後速やかに公表(以下「事前公表」という。)する工事等の最低制限価格は、次項各号の規定により算出した最低制限価格の算出の基礎となる額(以下「最低制限価格算出基礎額」という。)に消費税等相当額を加算したものとする。

(2) 開札後速やかに公表(以下「事後公表」という。)する工事等の最低制限価格は、次のア又はイのいずれかの金額とする。

ア 最低制限価格算出基礎額に第8条の3の規定により算出した最低制限価格を調整する額(以下「最低制限価格調整額」という。)を加算した額に消費税等相当額を加算した額。ただし、システムに、障害が発生したことにより紙入札に変更した場合においては、最低制限算出基礎額を最低制限価格とする。

イ 全ての入札者(次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当した入札を除く。以下「有効入札者」という。)の入札価格に消費税等相当額を加算した額がアの規定により得た額を下回った場合については、全ての有効入札者の入札書に記載された価格の合計額を全ての有効入札者数で除した額を端数処理(次条により規定する端数処理をいう。以下同じ。)した額に消費税等相当額を加算した額。ただし、有効入札者が1者の場合は、その者の入札書に記載された価格を端数処理した額に消費税等相当額を加算した額。

(ア) 予定価格を超過した価格を記載した入札

(イ) 工事については、予定価格に10分の7.5(設計・測量等の業務委託については、地質調査業務以外にあっては10分の6、地質調査業務にあっては3分の2)を乗じて得た額に満たない価格を記載した入札

(ウ) 無効の入札

(3) 工事については、前号の規定により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格(税抜き)に10分の9.2を乗じて得た額を端数処理し消費税等相当額を加算したものとし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格(税抜

き)に10分の7.5を乗じて得た額を端数処理し消費税等相当額を加算したものとする。

- (4) 設計・測量等の業務委託については、前号中「10分の9.2」とあるのは、測量業務及び地質調査業務以外に係る契約にあつては「10分の8.1」と、測量業務に係る契約にあつては「10分の8.2」と、地質調査業務に係る契約にあつては「10分の8.5」と、「10分の7.5」とあるのは、地質調査業務以外に係る契約にあつては「10分の6」と、地質調査業務に係る契約にあつては「3分の2」とする。

2 最低制限価格算出基礎額は、次のとおり算出するものとする。

(1) 工 事

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(税抜き)を端数処理したものとする。(その額に発生物件評価額が含まれる場合は、その費用を合算したものとする。)

ただし、その額が予定価格(税抜き)に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額を端数処理したものとし、予定価格(税抜き)に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額を端数処理したものとする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (2) 工事については、前号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格(税抜き)に10分の7.5から10分の9.2までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

(3) 設計・測量等の業務委託

次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額(税抜き)を端数処理したものとする。

ただし、測量業務及び地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格(税抜き)に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額を端数処理したものとし、予定価格(税抜き)に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額を端数処理したものとし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格(税抜き)に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額を端数処理したものとし、予定価格(税抜き)に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額を端数処理したものとし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格(税抜き)に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額を端数処理したものとし、予定価格(税抜き)に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額を端数処理したものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
建築工事(設備工事を含む)に係る工事監理業務	直接人件費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額		
土木工事に係る工事監理業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 設計・測量等の業務委託については、前号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格(税抜き)に10分の6から10分の8.1(測量業務にあつては、10分の6から10分の8.2、地質調査業務にあつては、3分の2から10分の8.5)までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

3 最低制限価格の公表は、税抜き価格とする。

(端数処理)

第8条の2

- (1) 最低制限価格算出基礎額を算出する際及び前条第1項第2号イにおける端数処理は、1万円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、前条第1項第3号の「予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格(税抜き)に10分の7.5を乗じて得た額」、前条第2項第1号ただし書きの「予定価格(税抜き)に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額」及び前条第2項第3号ただし書きの「予定価格(税抜き)に10分の6(地質調査業務にあつては、3分の2)を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6(地質調査業務にあつては、3分の2)を乗じて得た額」の端数処理は、1万円未満の端数を切り上げた額とする。

(最低制限価格調整額)

第8条の3

最低制限価格調整額(以下この条において「調整額」という。)の算出は、次のとおりとする。

- (1) 当該電子入札の開札後、システムにおける入札書提出日時の入札秒数(以下、この条において「入札秒数」という。)2桁の数値が最も小さい入札書提出事業者(辞退、無効及び失格等の入札を含む。)の入札書提出日時の入札ミリ秒数(以下、この条において「入札ミリ秒数」という。)を「調整額対象数値」とする。ただし、対象となる最も小さい入札秒数2桁の数値が2以上ある場合は、そのうち最も小さい入札ミリ秒数を調整額対象数値とする。
- (2) 調整額対象数値の上1桁目の数値が偶数であるときは上2桁目以降の数値にマイナス1を乗じた数値を調整額を求める係数(以下「係数」という。)とし、調整額対象数値の上1桁目の数値が奇数であるときは上2桁目以降の数値にマイナス1を乗じた数値から100を減じた数値を係数とする。ただし、予定価格が1,000万円に満たない場合にあつては、調整額対象数値の上2桁目以降の数値にマイナス1を乗じた数値を係数とする。
- (3) 前号の規定により求めた係数に1千円を乗じた額を調整額とする。

(発注及び入札の方法)

第9条 発注及び入札の執行は、次により実施するものとする。

(1) 発注の方法

ア 工事

原則として、予定価格が1,000万円以上のものについては一般競争入札とし、前記以外のものについては指名競争入札とする。

イ 設計・測量等の業務委託

原則として、予定価格が100万円以上のものについては一般競争入札とし、前記以外のものについては指名競争入札とする。

(2) 入札の方法

原則として、電子入札により入札を執行するものとする。

(入札参加者数による入札成立の要件)

第10条 次項の規定により入札参加者数による入札成立要件を定める場合を除き、入札参加者が2者に満たない場合は、当該入札は、不成立とする。ただし、電子入札により入札を行う場合は、入札参加者が1者であっても、当該入札は、成立するものとする。

2 工事種類・業務内容等により、入札参加者数による入札成立要件を特に定める必要がある場合は、2者から5者の範囲内で入札成立要件を定めることができるものとし、当該入札成立要件は公告(公表を含む。以下同じ。)しなければならないものとする。

3 前2項の規定により入札が不成立となる場合は、提出された入札書がある場合はこれを無効とし、一般競争入札については、当該入札に係る公告の「取消公告」を行うものとする。

4 前項の取消公告後の取扱いについては、原則として入札参加資格等を見直した上、再度公告を行うものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、直ちに指名競争入札に付し、又は随意契約を行うことができるものとし、この場合には、発注基準表に定める対象事業者の規定は適用しないものとする。

(1) 再度公告案件の場合

(2) 緊急を要する場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(無効の入札)

第11条 無効の入札は、第2条に定める入札参加資格を有しないもののほか、次のいずれかに該当する場合も無効とする。

(1) 基本事項

ア 競争入札に参加する資格を有しない者

イ 所定の日時を過ぎて提出された入札、所定の場所に提出しない入札

ウ 入札書中、誤字、脱字、文字・数字等が判読できないなどにより意思表示が明確でないもの及び不
要な記述が行われている入札

エ 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札

オ 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札

カ 一の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札

ク 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足がある入札

ケ 再度入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札

コ 同一入札に参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当する者が行った入札。ただし、入札

執行の完了に至るまでに、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効とする。

(ア) 子会社等と親会社等(会社法及び会社法施行規則の規定による子会社等及び親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) 一方の会社等の役員(持株会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(エ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下、単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(オ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

サ 積算内訳書の提出を求めた場合であつて、入札時に積算内訳書が添付されていない入札又は必要事項が記載されていない入札及び原則として、積算内訳書に記載された合計金額(税抜)と入札額がそれぞれ異なる価格で行った入札

シ その他市が指示した条件に違反した者の入札

(2) 電子入札個別事項

ア ICカードを取得していない者が行った入札及びシステムの不正利用、ICカードの不正使用により行われた入札

イ 入札参加資格確認申請時に入札参加資格確認申請に係る添付資料が添付されていない入札

ウ 積算内訳書の提出を入札条件としている場合は、入札時に積算内訳書が添付されていない入札

エ イ及びウで添付された積算内訳書等に必要事項が記載されていない入札

(3) 紙入札個別事項

ア 委任状を提出しない代理人のした入札

イ 市指定様式以外の入札

ウ 容易に消去できる文具で記載された入札(原則として、黒のインク又はボールペン)

エ 記名、押印を欠く入札(朱肉を使用しない押印を含むなお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札を含む。)

オ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不明瞭な入札

(失格の入札)

第11条の2 予定価格を公表した入札において、予定価格を上回る、又は最低制限価格を下回る入札は失格とする。

(入札に関する公告及び公表等)

第12条 財務規則第94条第2項に規定する一般競争入札に関する公告、その他の事項に関する公表は、公表規則に定める方法で行う。

2 入札に係る公告は、原則として毎週金曜日に行うものとする。ただし、緊急を要する場合又は前記公告日が市の休日の場合は、他の曜日に行うものとする。

3 入札に係る指名通知は、原則として毎週火曜日又は木曜日に行うものとする。ただし、緊急を要する場合又は前記指名通知日が市の休日の場合は、他の曜日に行うものとする。

4 電子入札による一般競争入札及び指名競争入札の場合は、当該対象工事に係る入札参加者等の公表は事後公表とする。

5 紙入札による指名競争入札に係る入札参加者名の公表は、指名通知日とする。

(入札参加制限)

第13条 特定建設業許可を有しない事業者については、格付基準表のランクにかかわらず予定価格が8,000万円以上の工事の競争入札には参加できないものとする。

2 格付基準表に掲げるランク区分による入札参加制限を、次のとおり行うものとする。ただし、共同企業体発注の市内事業者限定の構成員に係る場合は除くものとする。

(1) 建築一式工事及び土木一式工事は次のとおりとする。

ア Bランク以下の事業者は、Aランク工事の入札には参加できないものとする。

イ Dランク以下の事業者は、Cランク以上の工事の入札には参加できないものとする。

(2) 電気・管・舗装工事は、Cランクの事業者は、A及びBランク工事の入札には参加できないものとする。

3 工事成績評定の結果に基づく入札参加制限は次のとおり行うものとする。

(1) 工事成績評定の結果(以下「評定点」という。)が60点以上65点未満の工事受注者については、当該工事と同一種別(建設業法別表第一上欄に掲げる建設工事の種類が同じであることをいう。以下同じ。)の工事について、評定点が確定した日の翌月から、制限付一般競争入札及び指名競争入札に3か月間、評定点が60点未満の工事受注者については6か月間、参加できないものとする。

(2) その他制限措置の実施時期等については、吹田市工事成績評定結果活用要領に定めるとおりとする。

(指名競争入札の指名通知)

第14条 指名競争入札に付す場合で指名事業者を決定した場合は、当該指名を受けたものに対し、文書による指名通知を行わなければならない。ただし、電子入札により指名競争入札を実施する場合はシステムにより指名通知を行うものとし、文書による通知は行わないものとする。

(入札参加資格の有無の確認申請)

第15条 一般競争入札の場合は、参加を希望する事業者(共同企業体及び第35条に規定する事業協同組合を含む。)から、希望する工事等に係る確認申請書等を所定の期限までに提出させるものとする。

2 電子入札による一般競争入札の場合は、確認申請書等をシステムにより提出させるものとし、その他の方法による提出は受け付けないものとする。ただし、公告等で他の提出方法を指定する場合は、この限りでない。

3 確認申請書等の提出期間は、原則として公告の日の翌日から15日の範囲内で指定するものとする。

4 確認申請書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、提出された確認申請書等は返却しないものとする。

(入札参加資格の確認審査及び通知)

第16条 電子入札による一般競争入札の場合は、3段階に分けて入札参加資格の審査を実施する。第1段階はランク等についてシステムによる事前審査を行い、その結果をシステムにより通知する。第2段階は、開札後、入札参加資格確認申請時及び入札書提出時にシステムに添付された積算内訳書等の審査を行う。第3段階は、落札候補者から提出された証拠書類について事後審査を行い、最終的な入札参加資格の有無を確認する。事後審査については、落札候補者以外の書類審査は行わず、入札参加資格有とみなすものとする。

2 紙入札による一般競争入札の場合は、書類審査後審査結果を文書により通知するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する再通知)

第17条 一般競争入札において、入札参加資格がないと認められた者に入札参加資格があることが明らかとなった場合は、前条に基づき改めて入札参加資格がある旨の通知を行う。この場合、電子入札による場合も文書による通知を行い、紙入札方式に切り替えて入札を実施するものとする。

(現場説明会・設計図書等)

第18条 現場説明会及び設計図書等の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 現場説明会

現場説明会は原則として廃止し、紙入札案件の場合は、必要に応じて現場説明会を開催するものとする。

(2) 設計図書等

ア 費用の負担

(ア) 一般競争入札の場合は、システムにより交付するものを除き、印刷費相当額を実費徴収するものとする。なお、設計図書の販売後において入札参加資格がないことが判明した場合、入札を中止又は不成立となった場合等であっても代金は返還しないものとする。

(イ) 紙入札による指名競争入札の場合は無償貸与とし、入札執行後に速やかに市に返却させるものとする。

イ 設計図書等の交付

入札心得書のほか、一般競争入札実施要領、図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)及びその他必要書類の交付は、次により取扱うものとする。

(ア) 電子入札の場合は、システム及び吹田市ホームページからダウンロードにより交付するものとする。ただし、システム及び吹田市ホームページからダウンロードにより交付することが困難な場合には、公告等で交付方法等を指定するものとする。

(イ) 紙入札による指名競争入札の場合は、現場説明会を開催するものを除き、契約検査室窓口において交付する。

ウ あらかじめ設計図書等に係る質疑期間を指定した場合は、指定された方法により質疑をすることができる。

エ 質疑に係る回答は、入札参加資格者全員に通知するため、あらかじめ指定した方法により回答するものとする。

オ システムにより交付した設計図書等が見つらいことなどにより図面等の閲覧を希望する場合は、市で入札案件の質問締切日までに定める設計図書閲覧承認願を提出して承認を受け、これを入札執行依頼課に提出することにより、当該依頼課において閲覧することができるものとする。なお、貸し出しやコピーは禁止とする。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができるものとし、入札書提出後の辞退は、一切認めない。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは文書により申し出るものとし、貸与した設計図書等があるときは速やかに市に返却しなければならない。ただし、電子入札の場合はシステムにより申し出るものとする。

3 電子入札の場合において、入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書がシステムのサーバーに未到着の場合は、入札を辞退したものとみなすものとする。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

(入札の執行及び開札等の運用の基本)

第20条 入札の執行及び開札は入札心得書(別記第2)又は電子入札心得書(別記第3)に定めるところにより実施するものとし、その運用に係る共通取り扱い事項は次のとおりとし、それ以外の事項は紙入札の場合は第20条の2、電子入札の場合は第20条の3に基づき運用するものとする。

- (1) 入札書記載の金額は、税抜き金額とし、落札決定にあたっては入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)を落札額とする。
- (2) 入札に係る不正行為に関する談合情報があった場合は、吹田市談合情報取扱要領に基づき取り扱うものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」を行い落札者又は落札候補者を決定するものとする。なお、当該入札者は、「くじ」を引くことの辞退をすることはできないものとする。
- (4) 最低制限価格制度を適用していない入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者の価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不適当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするができるものとする。
- (5) 提出された入札書は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない。
- (6) 落札者が契約を締結しない場合は、違約金の徴収及び指名停止措置を行うものとする。

(紙入札の執行及び開札等)

第20条の2 紙入札の場合は、第20条に基づくほか、次により入札を執行するものとする。

- (1) 入札書は市指定様式か確認すること。
- (2) 入札回数は、予定価格を公表したものは1回とし、非公表のものは2回を限度とする。
- (3) 開札は、入札書提出期限を経過した場合又は全ての入札参加者が入札書を提出した場合は、直ちにその場で複数の職員で行うものとする。
- (4) 当該入札金額の根拠となる積算内訳書の提出を入札条件としている場合は、入札参加者全員について入札金額と積算内訳書に記載された合計金額が一致しているかを確認する。
- (5) 入札の辞退は、あらかじめ辞退届を提出させるものとする。
- (6) 入札の執行
 - ア 入札の執行を行う場合は、執行場所に関係者以外の者が入室しないよう扉を閉鎖しなければならない。
 - イ 入札参加資格がない者(入札参加者が代理人の場合、委任状を提出しない又は委任状の不備により入札に参加できない代理人を含む。)は、執行場所から退出させなければならない。
 - ウ 入札執行宣言前に、次の注意喚起を行うものとする。
 - (ア) 入札書の金額は、消費税等相当額を控除した金額で記載すること。また、落札決定にあたっては消費税等相当額を加算した金額で落札とすること。
 - (イ) 入札の実施回数(再度入札の実施の有無)。
 - (ウ) その他必要と認める事項。
- エ 入札執行宣言に引き続き、入札書記載に係る注意の喚起に努めるものとする。
 - (ア) 日付の確認
 - (イ) 入札書に記載すべき工事名又は業務名の記入漏れ又は書き間違い。
 - (ウ) 金額の記載間違い、金額の訂正、桁ずれ、円マークの記載漏れ。
 - (エ) その他必要と認める事項。

オ 入札執行結果の発表の範囲及び「くじ」の方法は次のとおりとする。

(ア) 落札者を決定した場合は、落札者名及びその入札書記載金額のみとする。

(イ) 入札不調時

a 再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を宣言し、前回の最低入札書記載金額のみを読み上げるとともに、前記入札書記載に係る注意について、再度の喚起に努めるものとする。

b 入札を中止する場合は、中止の理由のみを伝えるものとする。

(ウ) 「くじ」により落札者を決定すべき場合

落札となるべき価格を記載した者が2者以上である場合は、地方自治法施行令の定めにより「くじ」により落札者を決定する旨を宣言し、「くじ」参加者名を読み上げるものとする。

なお、「くじ」は原則として「アミダくじ」とし、「本くじ」を引く順番を決める「予備くじ」を行った後に「本くじ」を実施するものとする。また、いずれの場合も入札参加者の立会いの下で実施しなければならないものとする。

(電子入札の執行及び開札等)

第20条の3 電子入札の場合は、第20条に基づくほか、次により入札を執行するものとする。なお、運用にあたっては第10章に基づき取り扱うものとする。

(1) 入札の執行はシステムで行うものとする。

(2) 入札書の受付は、あらかじめ設定した入札書受付締切予定日時をもってシステムにより締め切り、その後は、入札書を受け付けられないものとする。この場合、当該締切日時に入札書がシステムに到達していない場合は、入札を辞退したとみなすものとする。

(3) 入札回数は1回とする。

(4) 開札は、指定した日時以降にシステムにより速やかに行うものとする。なお、開札が開札予定時刻から落札決定通知書の発行まで著しく遅延する場合には、必要に応じ入札参加者にシステムにより状況等の情報提供を行うものとする。

(5) 一般競争入札については、担当職員は、開札後速やかに下記の項目について審査を行わなければならない。その結果、入札参加資格有と認められた者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を採用した入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格でもって入札した者)を落札候補者として決定する。

ア 入札参加資格確認申請に係る添付資料がシステムに添付されていること及び当該添付資料に申請者名、経営事項審査項目及び入札参加資格に定める元請受注実績等求められている場合は、記載がされていること。

イ 積算内訳書の提出を入札条件としている場合は、積算内訳書がシステムに添付されていること及び当該積算内訳書に入札者名、入札金額と同一の金額並びにその積算内訳が記載されていること。

ウ 第2条第3項第3号の規定による制限を設けている場合は、当該入札者がその制限に該当していないこと。

エ その他、当該入札参加資格に定める事項。

(6) 指名競争入札については、担当職員は、開札後速やかに前号イについて審査を行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を採用した入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格でもって入札した者)を落札者として決定する。

(7) 「くじ」により落札候補者又は落札者を決定すべき場合は、システム(電子くじ)において行うものとする。

＜電子くじの方法＞

- ① 入札書提出時に任意の3桁以内の「くじ用数値」を入札参加者に入力させる。
- ② 入札書の受信時間の秒数2桁を乱数として、①の3桁の「くじ用数値」に加算して「くじ値」を決定し、これを入札書受信確認通知書画面に表示する。ただし、4桁となる場合は下3桁とする。
- ③ くじ対象者に、入札書の到着順に、1、2、3……と「到着番号」を割り当てる。
- ④ ②の「くじ値」の合計を「くじ対象者数」で割り、「余り」を求める。
- ⑤ くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と③の到着番号が一致した者を落札候補者とする。
- ⑥ 以降、くじ順位決定者を除き、くじ引き対象者全員にくじ順位が割り当たるまで繰り返す。

(8) 一般競争入札については、担当職員は、落札候補者決定後速やかに落札候補者から提出させた証拠書類により当該入札参加資格に定める事項について確認を行わなければならない。その結果、当該落札候補者に入札参加資格がないと認められる場合は、次順位の落札候補者について入札参加資格の確認を行うものとする。ただし、次順位者の落札候補者が、同一開札日の先に開札した他の案件において既に落札候補者となり、第2条第3項第3号の規定による制限に該当することより当該案件の入札参加資格がないと認められる場合は、次々順位の落札候補者について入札参加資格の確認を行うものとする。(以下同様に扱うものとする。)

(9) システム障害等により入札手続が困難となった場合は、第61条に基づく手続を行うものとする。

第3章 発注基準

(競争入札に係る発注基準)

第21条 公共工事に係る発注基準は、原則として次の発注基準表のとおりとする。

【発注基準表】

(1) 土木一式工事

3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
市内事業者の単体企業又は 市内の事業協同組合へ発注	市内・準市内事業者を含む 共同企業体、市内・準市内 事業者の単体企業又は 市内の事業協同組合へ発注	市内・準市内事業者を含む 共同企業体へ発注

(2) 建築一式工事

4億円未満	4億円以上5億円未満	5億円以上
市内事業者の単体企業又は 市内の事業協同組合へ発注	市内・準市内事業者を含む 共同企業体、市内・準市内 事業者の単体企業又は 市内の事業協同組合へ発注	市内・準市内事業者を含む 共同企業体へ発注

(3) 電気・管工事

5千万円未満	5千万円以上 2億5千万円未満	2億5千万円以上
市内事業者の単体企業又は 市内の事業 協同組合へ発注	市内・準市内事業者の単体企 業又は市内の事業協同組合へ 発注	市内・準市内事業者を含む共 同企業体へ 発注

(4) 舗装工事

1億5千万円未満	1億5千万円以上
市内・準市内事業者の単体企業又は 市内の事業協同組合へ発注	市内・準市内事業者を含む共同企業体へ発注

(5) その他工事 市内・準市内・市外の専門事業者の単体企業または市内の事業協同組合へ発注

注. この表において、「事業協同組合」とは、第35条に規定する事業協同組合をいう。

(随意契約に係る発注基準)

第22条 地方自治法施行令第167条の2及び財務規則第108条の2に基づく工事等に係る随意契約の発注基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が次に定める限度額以下である場合。

ア 工事の請負に係る限度額は、130万円。

イ 設計・測量等の業務委託に係る限度額は、50万円。

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない場合とは、次の場合とする。

ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができない場合は、概ね次のとおりとする。

(ア) 特殊工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事

(イ) 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

(ウ) 当該事業者が唯一保有する独自技術、又は当該事業者のみが有し、その他の事業者では知り得ない技術(設計・製作基準や設計・製作図等)に基づかなければ、その内容を履行することが困難であるような設備、機械等の増設、改良等の工事

(エ) ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

イ 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合は、概ね次のとおりとする。

(ア) 既設の設備と密接不可分な関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

(イ) 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

ウ 有利な契約の相手方を選定するために、一の価格のみではなく、複数の価格を総合的に判断する場合は、概ね次のとおりとする。

複数の単価の工法を使って施工する工事を、複数の事業者により同一単価で施工させる場合の単価契約

エ あらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結する場合は、概ね次のとおりとする。

あらかじめ複数の工法の単価を定めた基本契約に基づき締結する個別契約

オ 特定の者でなければ役務を提供することができない場合は、概ね次のとおりとする。

建築物の新築又は増築工事に係る工事監理業務

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合とは、緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合は、概ね次のとおりとする。

ア 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事

イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

ウ 災害の未然防止のための応急工事

(4) 競争入札に付することが不利と認められる場合とは、概ね次のとおりとする。

ア 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合で、次の場合とする。

(ア) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事

(イ) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

イ 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合で次の場合とする。

(ア) 前工事と後工事とが、一体の構造物(一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任

の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

(イ) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事。ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。

ウ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合で次の場合とする。

(ア) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

(イ) 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合とは、次の場合とする。

ア 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合。

イ 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

(6) 競争入札に付し入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合とは、次の場合とする。

ア 競争入札に付したが入札者がいない場合

イ 再度の入札に付してもなおかつ落札者がいない場合

(7) 落札者が契約を締結しない場合とは、当該落札者が契約書を作成しない場合をいう。なお、この場合において、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約を行う場合は、次の取り扱いによる。

ア 入札価格の低い者から順次見積書を徴し、契約を締結するものとする。

イ 見積書を徴する相手が複数ある場合は、原則として、対象となる者全員から徴するものとする。

ウ 同価格の見積書が複数提出された場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定を準用し、くじにより契約の相手方を決定する。

第4章 指名基準

(指名競争入札の事業者選定の留意事項)

第23条 指名競争入札を行う場合の事業者選定は、次の事項に留意する。

(1) 信用度

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

ウ 評価値通知書の有効期限が事業者選定時及び契約予定日において失効していないこと。

エ 市が既に発注した工事等に係る請負契約に関し、工事関係者等に関する措置請求に従わないことと等請負契約の履行が不誠実な状態が継続していないこと。

オ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申し立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

(2) 工事成績

吹田市工事成績評定結果活用要領に基づく入札参加制限措置を受けていないこと。

(3) 手持ち工事の状況

手持ち工事の件数、進捗状況及び技術者数から判断して、当該工事を施工する能力があること。

(4) 工事施工についての技術的適正

ア 発注予定工事と同一種別の工事についての施工実績が十分あること。

イ 発注予定工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

(5) 地理的条件

本店等の所在地及び事業者選定を行う工事の場所並びに当該地域での施工実績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工事の種類及び規模等に応じて発注予定工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できること。

2 前項の規定による事業者選定は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第2条第2項第9号に定める資本関係又は人的関係等があると認められるこれらの複数の者については、1発注案件中において1つの会社等とみなす。

(2) 公平性の確保のため次に掲げる事項に配慮すること。

ア 同一発注日においては、原則1者1指名とすること。(ただし、発注件数及び事業者数により、次条に規定する指名事業者数を指名できない場合を除く。)

イ 各事業者の同一年度における指名回数が可能な限り均等になること。(ただし、電子入札案件への参加回数等を考慮する。)

(3) 工事については、その予定価格により、当該業種の入札参加資格認定申請書に記載した希望順位及び総合評点を考慮すること。

(4) 原則として市内事業者優先で事業者選定を行うこと。(ただし、指名事業者数が次条に定める事業者数に満たない場合又は特殊な技術等が必要な工事等の場合を除く。)

(5) 準市内事業者の取り扱いについては第4条の規定によること。

(指名事業者数)

第24条 指名事業者数は、次のとおりとする。ただし、特別な事情により、次に定める事業者数がそろわない場合は、適切な事業者数を指名する。

(1) 予定価格が130万円以下の工事及び予定価格が50万円以下の設計・測量等の業務委託の場合は、原則として5者以上を指名する。

(2) 予定価格が130万円を超える工事及び予定価格が50万円を超える設計・測量等の業務委託で、市内事業者及び準市内事業者を指名する場合は、原則として8者以上12者以下を指名する。ただし、指名する市内事業者及び準市内事業者が8者に満たない場合は、5者以上7者以下を指名する。

(3) 予定価格が130万円を超える工事及び予定価格が50万円を超える設計・測量等の業務委託で、市外事業者を含む場合は、原則として10者以上を指名する。

2 市内事業者及び準市内事業者のみを指名する工事の場合、前条第1項第5号を理由に指名する事業者数は、指名事業者総数のうち、概ね2分の1の範囲とする。

(指名事業者選定の運用)

第25条 工事に係る指名事業者の選定は、第21条に定める「発注基準表」に基づき、原則として次に定めるところにより行うものとする。ただし、特殊な工事等の場合で、指名する市内事業者の数が5者に満たない場合は、この限りでない。

(1) 建築一式工事及び土木一式工事

建築一式工事及び土木一式工事の指名事業者の選定は、次のアからオにより行う。ただし、アからエまでの規定については、第10条第4項の規定に該当する場合に適用する。

ア Aランク工事については、Aランク事業者から指名事業者を選定する。なお、特殊な工事の場合を除き、原則として第5章に定める特定建設工事共同企業体運用基準及び第6章に定める事業協同組合運用基準を適用するものとする。

イ Bランク工事については、市内Bランク事業者を中心にA及びCランク事業者を含めて事業者選定を行う。

ウ Cランク工事については、市内Cランク事業者を中心に事業者選定を行うものとし、必要に応じてA及びBランク事業者も選定できるものとする。なお、Cランク以上の工事の競争入札参加要件については、第13条に基づき特定建設業許可を有しなければならないとともにDランク以下の事業者は選定しないものとする。

エ Dランク工事については、市内Dランク事業者を中心にB及びCランク事業者を含めて事業者選定を行うものとし、施工実績・地理的条件によりA及びEランク事業者を選定することができるものとする。ただし、Eランク事業者の選定については1,000万円未満の工事とする。

オ Eランク工事については、市内D及びEランク事業者を中心に事業者選定を行うものとし、施工実績・地理的条件によりA、B又はCランク事業者を選定することができるものとする。

(2) 電気工事、管工事及び舗装工事

電気工事、管工事及び舗装工事の指名事業者の選定は、次のアからウまでにより行う。ただし、ア及びイの規定については、第10条第4項の規定に該当する場合にのみ適用する。

ア Aランク工事については、原則として市内A及びBランク事業者を指名する。

イ Bランク工事については、市内のB又はCランク事業者を中心に事業者選定を行い、必要に応じてAランク事業者も選定できるものとする。ただし、Cランク事業者のBランク工事での選定については、1,000万円未満の工事とする。

ウ Cランク工事については、市内のB又はCランク事業者を中心に事業者選定を行い、必要に応じてAランク事業者も選定できるものとする。

(3) その他工事

前2号に規定する工事以外の工事の指名事業者の選定については、次のアからウまでにより行う。

ア 建設工事の事業者名簿に登録されている者のうち、当該工事と同一の工事種類を希望している者から事業者選定を行う。

イ 第21条に規定する発注基準表に基づく指名は、原則として市内事業者優先で事業者選定を行う。ただし、選定する市内事業者の数が8者に満たない場合は準市内事業者を含めて選定し、選定する市内事業者及び準市内事業者の数が5者に満たない場合は市外事業者を含めて選定するものとする。

ウ 工事の規模により当該工事種類の評定値通知書の総合評点を考慮して事業者選定を行う。

2 設計・測量等の業務委託に係る指名事業者の選定は、原則として次の各号に定めるところにより行う。

(1) 測量・建設コンサルタント等の有資格者名簿に登録されている者のうち、当該業務と同一の業種及び業務内容を希望している者から事業者選定を行う。

(2) 原則として市内事業者優先で事業者選定を行う。ただし、選定する市内事業者の数が8者に満たない場合は、この限りでない。

い場合は準市内事業者を含めて選定し、選定する市内事業者及び準市内事業者の数が5者に満たない場合は市外事業者を含めて選定するものとする。

(3) その他手持ち業務の状況、業務の履行についての技術的適正については、工事の例に準じて留意するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、有資格者名簿登載後、1年を経過した新規事業者については、原則として規模の小さい工事等(予定価格 250 万円未満の工事及び予定価格 100 万円未満の設計・測量等の業務委託)から指名し、受注実績・工事实績等により順次規模の大きい工事等に入札参加させるものとする。

第5章 特定建設工事共同企業体運用基準

(目的)

第26条 市が発注する工事で市内中小事業者の育成とその技術向上、受注機会の確保を図るため、契約の相手方を共同企業体とする必要のある場合における取り扱いは、この基準によらなければならないものとする。

(対象工事等)

第27条 共同企業体を契約の相手方として採用する工事(以下「対象工事」という。)は、建築一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事のAランク工事のうち特定建設工事共同企業体発注基準表のとおりとする。

2 前項に規定する対象工事を確実にかつ円滑に施工することができると認められる単体企業の有資格者があるときは、共同企業体により行わせる競争入札に当該有資格者を参加させることができるものとする。

(構成員の資格)

第28条 共同企業体を結成する構成員は、特定建設業の許可を受けたAランク、あるいは、A及びBランクに属する者の組み合わせを原則とする。ただし、建築一式工事及び土木一式工事の場合において、市内事業者については特定建設業の許可を受けたCランクに属する者を構成員とすることができる。

2 前項に規定する構成員は、同一の対象工事において、他の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

3 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に掲げる事業協同組合は、共同企業体の構成員となることはできないものとする。

(共同企業体の構成)

第29条 共同企業体の構成員数等の基準は、原則として「特定建設工事共同企業体発注基準表」のとおりとする。ただし、必要がある場合は、改善検討委員会に諮り、その都度定めることができる。

(出資割合)

第30条 共同企業体構成員の最低出資割合は構成員数の均等割の6割以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(代表者)

第31条 共同企業体の代表者は、Aランクの者に限るものとする。

(結成方法)

第32条 結成方法は、共同企業体の構成員が自主結成するものとする。

(適用除外)

第33条 第27条にかかわらず、必要がある場合には改善検討委員会に諮り、共同企業体を契約の相手方とする対象工事を定めることができるものとし、詳細はその都度決定するものとする。

【特定建設工事共同企業体発注基準表】

対象工事種類		建築一式工事・土木一式工事		電気・管工事	舗装工事	
対 象 工 事 (予定価格)		3億円(建築一式 工事にあつては4 億円)以上 10億円未満	10億円以上	2. 5億円以上	1. 5億円以上 5億円未満	5億円以上
構 成 員		2社	2社～3社	2社	2社	2社～3社
市内 事業者	事業者数	1社～2社	1社～3社	1社～2社	1社～2社	
	対象 ランク	Cランク以上		Bランク以上	Bランク以上	
入札の方法		一 般 競 争 入 札				

第6章 事業協同組合運用基準

(目 的)

第34条 市が発注する工事で、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に準じて、事業協同組合の受注機会の増大を図るため、契約の相手方とする場合における取り扱いは、この基準によらなければならないものとする。

(定 義)

第35条 この章において、「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法第3条第1号に掲げる事業協同組合であつて、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けているもののうち、市内に住所を有するものをいう。

(対象工事)

第36条 事業協同組合を契約の相手方として採用する工事は、建築一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事とし、ランクの設定のある工事については、次の事業協同組合発注基準表のとおりとする。

【事業協同組合発注基準表】

工事種類 予定価格	土木一式工事	建築一式工事	電気・管工事	舗装工事
4億円以上 5億円未満	Aランクの 事業協同組合	Aランクの 事業協同組合		
3億円以上 4億円未満		A・Bランクの 事業協同組合		
2. 5億円以上 3億円未満	A・B ランクの 事業協同組合	A・B・C ランクの 事業協同組合		
8, 000万円 以上2. 5億円 未満				
5, 000万円 以上8, 000万円 未満	A・B・C ランクの 事業協同組合			
1, 000万円 以上5, 000万円 未満	A・B・C・D ランクの 事業協同組合	B・C・D ランクの 事業協同組合	A・B ランクの 事業協同組合	A・B ランクの 事業協同組合
1, 000万円 未満	A・B・C・D・E ランクの 事業協同組合	A・B・C・D・E ランクの 事業協同組合		

(指名競争入札における参加者の選定に関する取り扱い)

第37条 事業協同組合を指名競争入札参加者に選定する場合は、その組員及び当該組員が重複して加入している事業協同組合を同時に選定しないものとする。

(一般競争入札における参加資格に関する取り扱い)

第38条 事業協同組合が一般競争入札に参加しようとする場合は、その組員及び当該組員が重複して加入している事業協同組合は、当該同一の一般競争入札に参加することはできない。

2 一般競争入札における参加資格として求める実績は、事業協同組合が元請として受注し、施工した実績とする。

(適用除外)

第39条 第36条の規定にかかわらず、必要がある場合には改善検討委員会に諮り、事業協同組合を契約の相手方とする対象工事を定めることができるものとし、詳細はその都度決定するものとする。

第7章 発注予定情報の公表基準

(趣 旨)

第40条 この基準は、本市における公共工事等の入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、工事等の発注に先立ち、発注予定情報を事前に公表することに関し、必要な手続を定めるものとする。

(公表の範囲)

第41条 発注予定情報の公表範囲については、工事にあつては予定価格が250万円以上のもの、設計・測量等の業務委託にあつては予定価格が100万円以上のものとする。

(公表の内容)

第42条 発注予定情報の公表内容については、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事名(業務名)
- (2) 工事場所(履行場所)
- (3) 工期(履行期間)
- (4) 工事概要(業務概要)
- (5) 工事種類(業務区分)
- (6) 入札及び契約の方法
- (7) 入札予定時期(随意契約を行う場合は、契約を締結する時期)
- (8) その他市長が必要と認める事項

(公表の時期等)

第43条 発注予定情報の公表時期及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 毎年度、翌年度当初予算の可決日以後速やかに公表し、公表の期間は、当該予算の属する会計年度の3月31日までとする。
- (2) 前号により公表した内容について、変更又は追加(以下「変更等」という。)がある場合は、10月1日以後速やかに変更等の内容を公表するものとし、公表の期間については、前号に定める期間が満了する日までとする。

第8章 契約手続等

(契約書等の提出及び契約の確定)

第44条 契約書は、市指定の契約書を使用しなければならない。ただし、財務規則第112条第1項の規定に該当する場合は契約書を省略し、請書によることができるものとする。

2 落札者は、市から交付された契約書については契約書頭書記載の契約日(以下「契約日」という。)までに、配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合については、その調書を落札後速やかに市に提出しなければならない。契約に必要なその他の書類については、落札決定の日から契約締結日まで

に提出するものとする。ただし、市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 3 落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求められた場合には、契約日までにその誓約書を提出するものとする。
- 4 落札者が前項に規定する誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 契約は、第45条の適用を受ける場合を除き、市長が落札者とともに契約書に記名押印したとき、又は契約内容を記載した電磁的記録に電子署名を付与したときに確定する。

(落札決定の取り消し)

第44条の2 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者(落札者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。)が次の各号のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

- (1) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
 - (2) 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき
 - (3) 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき
 - (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - (5) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき
 - (6) 第11条第1号オ. に該当する行為があったと認められるとき
 - (7) 配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合に、その調書を提出しないとき
 - (8) 正当な理由がなく、第44条に定める期間内に契約を締結しないとき
- 2 前項に基づく落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

(契約と議会)

第45条 工事又は製造に係る請負の予定価格が1億5千万円以上の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第19号)に基づき、議会の議決を得るまでの間は仮契約を締結するものとする。

- 2 前項の議会の議決が行われた場合は、落札者に対し速やかに議決の結果を通知しなければならない。なお、議決が可決された場合は、確定した契約締結日及び工期等をあわせて通知し、本契約を行うものとする。
- 3 市は、落札者が本契約までの間に前条第1項のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により仮契約を締結せず、又は、仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。
- 5 第3項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、第22条第7号に規定する手続による。

(談合等不正行為による解除)

第46条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20

条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(6) 工事又は業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負させたとき。

2 前項により契約を解除したときは、次の契約区分に基づく額を違約金として徴収するものとする。

(1) 工事請負契約のとき

契約金額の100分の10に相当する額。

(2) 設計・測量等の業務委託契約のとき

一般競争入札の場合は契約金額の100分の10に相当する額。それ以外の場合は契約金額の100分の5に相当する額。

(3) 前各号の場合において、第48条に定める契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(暴力団排除措置要領による解除)

第46条の2 市は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(談合等不正行為による賠償金)

第47条 受注者は、契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を、第5号に該当するときは、賠償金として、請負代金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者が契約を解除するか否かを問わず、又、工事が完成した後も同様とする。

- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第46条第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第46条第5号に該当したとき。
 - (5) 第46条第6号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

(契約保証金)

第48条 財務規則第114条及び第115条に規定する契約保証金の取り扱いについては、次により取り扱うものとする。

- (1) 工事請負契約の契約保証金については、契約金額の100分の10以上とする。ただし、設計金額が130万円以下の場合等契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除とする。
- (2) 業務委託契約については、次によるものとする。
 - ア 一般競争入札の場合は、100分の10以上とする。
 - イ 指名競争入札及び随意契約の場合は、下記のとおりとする。

契 約 金 額 の 範 囲	財務規則第115条第2項に該当する場合(*1)	左記以外の場合
500万円未満	免 除	免 除
500万円以上1,000万円未満	免 除	100分の5
1,000万円以上	100分の3に減額	100分の5

(*1: 地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2カ年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。)

- (3) 契約保証金については、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結をもってこれに代えることができる。

(近接工事との経費調整)

第49条 近接工事とは、既契約工事に近接して同一事業者新たに工事を発注(入札、随意契約等契約形態は問わない。)することをいい、次の要件を全て満たす場合をいう。

- (1) 同一工事区域内の工事
 - (2) 工期が重複又は継続(既契約工事完了後14日以内のものをいう。)する工事
- 2 前項に該当する場合の経費調整の取り扱いは、次により取り扱うものとする。
- (1) 発注時における積算は、独立した1件の工事とする。
 - (2) 一旦落札額で契約を行い、その後共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について設計変更で

減額調整を行うものとする。ただし、積算体系が異なる異種の工事については、減額調整は行わないものとする。

(公共工事の前払金及び中間前払金)

第50条 公共工事の前払及び中間前払については、吹田市公共工事の前払金に関する規則(昭和46年規則第26号、以下「前払金規則」という。)に基づき、次により取り扱うものとする。

2 前払金規則第2条に定める前払金対象工事等は、次により取り扱うものとする。

(1) 対象工事等の内容

土木建築に関する工事、設計、調査及び測量に要する経費とする。ただし、土木建築に関する設計、調査及び測量については、総務部契約検査室発注に係るものに限る。

(2) 対象金額及び対象工期(履行期間)

土木建築に関する工事、設計、調査及び測量で、設計金額250万円以上、かつ工期(履行期間)が3ヶ月以上のもの。

(3) 支払範囲

ア 土木建築に関する工事は、請負金額の40%の範囲内

イ 土木建築に関する設計、調査及び測量は、請負金額の30%の範囲内

3 前項第1号の経費のうち、土木建築に関する工事に要する経費について、次の各号のいずれにも該当する場合は、既に支払った前払金に追加して、請負金額の20%の範囲内で前払(以下「中間前払」という。)をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の金額に相当するものであること。

4 前払金規則第3条に定める前払金の追加払い等の取り扱いは、次のいずれかの事由に該当した場合は、その増減した額について、第2項第3号及び第4号に規定する範囲内の額(中間前払をしている場合は前項に規定する範囲内の額を加えた額)を追加又は返還させることができる。

(1) 当初請負金額に20%以上の増減が生じた場合。

(2) 前払金を支払った後、当初請負金額の20%以上の減額により請負金額が250万円未満となった場合。

(契約期間が複数年度にわたる契約に係る前払の特例)

第50条の2 契約期間が複数年度にわたる契約における前払及び中間前払の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 各年度の前払金の額は、当該年度の出来高予定額(前年度の出来高に対して部分払をした場合にあっては、当該年度の出来高予定額から部分払の対象とした額を控除した額)の前条第2項第3号の範囲内とする。

(2) 各年度の中間前払金の額は、当該年度の出来高予定額の前条第3項の範囲内とする。

(中間前払と部分払の選択)

第50条の3 中間前払金の対象となる工事において、中間前払と部分払とのいずれかを請求するかは、受注者が選択できるものとし、中間前払を選択したときは、部分払は請求することができないものとする。

2 受注者は、前項の規定による選択を、契約を締結する前に「中間前払と部分払との選択に係る届出書」を

提出することにより行わなければならないものとする。

3 前項の届出書の提出後は、第1項の規定による選択の変更は認めないものとする。

4 契約期間が複数年度にわたる契約において、各会計年度の末期(最終の会計年度を除く。)に行う部分払いについては、第1項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(中間前払金の認定請求及び認定)

第50条の4 中間前払金を請求しようとする受注者は、「中間前払金認定請求書」及び「工事履行報告書」その他必要に応じて市が求める資料を提出しなければならない。

2 市は、前項の受注者が提出した「工事履行報告書」等により、第50条第3項に規定する要件を満たしていることを認定するものとする。

3 工事現場等に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

4 設計図書の変更指示により、新規工種等の追加指示が行われているときは、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。この場合において、出来高の算出は次の計算式によるものとする。

$$(\text{出来高}) = (B + C) / A$$

A: 中間前払金の支払請求時点における請負金額

B: 中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C: 当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分(変更指示書が出されているものに限る。)

5 前項の規定により新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、受注者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を市として確認したことを意味するものではない。

6 第1項の規定による中間前払金に係る認定の請求があった場合は、受注者が提出する資料について内容の不備又は提出の遅滞があったときその他特別の事情があるときは除き、当該請求を受けた日から7日以内(吹田市の休日に関する条例(平成2年吹田市条例第24号)第2条第1項に規定する市の休日を除く。)に認定結果を「中間前払金認定調書」により通知するものとする。

(部分払)

第50条の5 部分払(出来高査定)対象工事等については、次により取り扱うものとする。

(1) 土木建築に関する工事に係る部分払の場合は、部分払を契約書に明記するものとする。なお、部分払金の算式は次のとおりとする。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金額のうち出来形部分相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(2) 設計・測量等の業務委託に係る部分払の場合は、部分払を契約書に明記するものとする。なお、部分払金の算式は次のとおりとする。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{既履行部分に相応する業務委託料相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{業務委託料})$$

(3) 工事監理業務等の部分払は、原則として、各四半期毎に1回を限度とする。

(契約期間が複数年度にわたる契約に係る部分払の特例)

第50条の6 契約期間が複数年度にわたる契約における部分払の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 第50条の3の規定により部分払を選択した場合においては、前会計年度末における請負代金額のうち出来形部分相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合は、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができるものとする。

(2) 第50条の3の規定により部分払を選択した場合において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、前条の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金額のうち出来形部分相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ {請負代金額のうち出来形部分相当額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）} $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

- (3) 第50条の3の規定により中間前払を選択した場合において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、前条の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金額のうち出来形部分相当額 $\times 9/10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ （請負代金額のうち出来形部分相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額） $\times$ （当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度の間前払金額） $/$ 当該会計年度の出来高予定額

（建設リサイクル法施行に伴う取り扱い）

第51条 建設工事の受注者は、第2項に該当する場合は、契約書の作成までに第3項に定める事項を決定し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事に要する費用等に関する書面を発注者に提出しなければならない。また、第4項に定める事項を遵守しなければならない。

2 建設リサイクル法適用対象工事は、次の特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建築資材を使用する新築工事等で、第2号に定める規模基準以上の工事であること。

(1) 特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート及び木材の4品目をいう。

(2) 対象工事及び規模基準

対 象 建 設 工 事		規 模 基 準	
建 築 物	解体工事	延べ床面積	80㎡以上
	新築・増築工事	延べ床面積	500㎡以上
	修繕・模様替工事	請負金額	1億円以上
そ の 他 の 工 事		請負金額	500万円以上

3 受注者が契約書の作成までに決定しなければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 分別解体等の方法

(2) 解体工事に要する費用の見積り額

(3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の見積り額

4 発注者及び受注者の遵守事項

(1) 発注者に義務付けられている事項

ア 事前届出の義務

工事着手の7日前までに分別解体等の計画等を大阪府知事への届出を行わなければならない。

イ 契約書への明記の義務

分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用、再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設名等の契約書への明記を行わなければならない。

(2) 受注者に義務付けられている事項

ア 再資源化等に係る分別の実施の義務

第2項第2号に該当する場合は、受注者は同項第1号の特定建設資材を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等を図らなければならない。

イ 発注者への説明義務

受注者は発注者に対して、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について書面による説明を行わなければならない。

ウ 告知・契約の義務

受注者は、請け負った建設工事の一部を他の建設事業者の下請させる場合、下請事業者に対して大阪府知事等への届出事項を告知したうえで契約しなければならない。

エ 再資源化等の完了の確認及び発注者への報告

再資源化等が完了した場合は、その旨を発注者に書面で報告、及び再資源化等の実施状況に関する記録の作成、保存を行わなければならない。

オ 分別解体等、再資源化等の実施、技術管理者による施工の管理、現場における標識の掲示分別解体等、再資源化等の実施にあたり、解体施工事業者は、解体工事現場ごとに公衆の見やすい場所に標識の掲示及び工事の施工を管理する技術管理者の配置を行わなければならない。

第9章 施工体制台帳・建退共に関する取り扱い基準

(施工体制台帳)

第52条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号、以下「適正化法」という)の施行に伴い、工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する取り扱いを定めるものとする。

2 建設工事

(1) 一括発注下請等の禁止

ア 一括発注下請の禁止

公共工事では、別記第4の「工事現場における適正な施工体制の確保等に関する取り扱い」を受注者に配布し、一括下請負が全面的に禁止されていることを周知するとともに、契約書に禁止項目として明記するものとする。

イ 指名停止措置又は入札参加除外措置を受けた事業者への下請契約の禁止

下請負を受注しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、当該下請負契約を認めないものとする。

(ア) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている。

(イ) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている又は同要領別表に掲げる措置要件に該当している。

(2) 工事の一部について下請負が行われる場合は、前項の禁止事項について確認を行うため、工事外注計画書及び下請事業者名簿を提出させるものとする。

(3) 技術者の配置

次に定める技術者等の配置に係る届書を提出させ、適正配置されているか確認を行うものとする。ただし、届書の提出後は原則として当該技術者等の変更を、病気、出産、育児、介護又は退職等を除き、認めないものとする。

ア 現場代理人の配置

工事現場に常駐できるものを現場代理人として配置させ、現場代理人届及び健康保険被保険者証等、直接的かつ恒常的な雇用関係を確認することができる書類を提出させるものとする。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

イ 主任技術者の配置

建設工事の施工技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を配置させ、主任技術者届及び健康保険被保険者証等、直接的かつ恒常的な雇用関係を確認することができる書類を提出させるものとする。

ウ 監理技術者の配置

建設業法第24条の7に該当する工事(下請契約の総額が4,500万円以上のもの、ただし、建築一式工事の場合は7,000万円以上のもの)の場合は、前記の主任技術者に代えて監理技術者を配置させ、監理技術者届及び健康保険被保険者証等、直接的かつ恒常的な雇用関係を確認することができる書類を提出させるものとする。

エ 現場代理人等の兼任

現場代理人と主任技術者(監理技術者を含む。)は、兼任することができるものとする。

オ 技術者の専任配置

請負金額4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の場合は、工事現場ごとに専任の技術者を配置させなければならない。

(4) 「登録のための確認のお願い」の作成及び登録

請負金額が500万円以上の工事については、受注者に工事实績情報システム(CORINS)に基づき「登録のための確認のお願い」を作成させるとともに財団法人日本建設情報総合センターに登録させ、その「登録内容確認書(工事实績)」の写しを工事担当課に提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合も同様とする。

(5) 施工体制台帳及び施工体系図の作成

下請契約を締結する場合は、受注者に施工体制台帳及び施工体系図を作成させ、工事現場に備えさせるとともに施工体制台帳の写しを工事担当課に提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合も同様とする。

3 設計・測量等の委託業務

(1) 一括委任等の禁止

ア 一括委任の禁止

業務の全部を一括して、又は設計図書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてならないことを周知するとともに、契約書に禁止項目として明記するものとする。

イ 指名停止措置又は入札参加除外措置を受けた事業者への下請契約の禁止

下請負を受注しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、当該下請負契約を認めないものとする。

(ア) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている。

(イ) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている又は同要領別表に掲げる措置要件に該当している。

(2) 業務の一部を第三者に委任又は下請負を行われる場合は、前項の禁止事項について確認を行うため、下請事業者名簿を提出させるものとする。

(3) 技術者の配置

当該委託に係る技術者名簿とともに、技術者等の配置に係る届書を提出させ、適正配置されているか確認を行うものとする。この場合、第2項第3号を準用し、各種届を提出させるものとする。

(建設業退職金共済制度の普及)

第53条 建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るための制度である。本制度の普及徹底を図るため、設計金額130万円以上の建設工事の発注にあたっては、建設業退職金共済証紙(以下「証紙」という。)の購入等について、次の事項により受注者を指導するものとする。

(1) 元請事業者の責務

元請事業者に対し、全ての下請事業者(以下「下請事業者」という。)に対する監督・指導を通じて、本制度の普及・啓発を図るとともに、当該工事に従事する建退共制度の対象となる労働者(以下「対象労働者」という。)を把握し、適切に証紙を購入し、また、対象労働者を雇用する下請事業者に対して本制度への加入、建設業退職金共済手帳の交付の促進及び証紙の添付を求めるなど、本制度の適切な運用に努める責務があることを機会を捕らえて認識するよう指導するものとする。

(2) 現場説明時の指導

現場説明を行う必要がある場合は、現場説明時において、本制度への加入勧奨の説明を行うほか、本制度に関する事項の遵守について説明を行うものとする。また、別記第5の「建退共証紙の購

入等について」を配布し、その徹底を図るものとする。

(3) 標識の掲示

元請事業者に対し、当該工事の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を掲示するよう指導するものとする。なお、工事現場内に事務所などを設置しない等のため、適当な掲示場所のない現場においては、当該標識を平板等に張り付け、立て札タイプで掲示するよう指導するものとする。

(4) 証紙購入計画

元請事業者に対し、契約締結後1ヶ月以内に予測される対象労働者の述べ人数に対応した「建退共証紙購入計画書」及び「労務計画書」を作成させ、提出を求めるものとする。

(5) 建退共掛金収納書届

ア 元請事業者に対し、契約締結後1ヶ月以内に証紙を購入し、また分割購入する場合には、証紙を購入した場合の掛金収納書とともに、「建退共掛金収納書届」を提出させるものとする。

イ 契約当初において対象労働者数の把握が困難な場合には、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考に証紙を購入し、掛金収納書とともに建退共掛金収納書届を提出させるものとする。

ウ 下請事業者が必要とする証紙を直接購入した場合には、その掛金収納書を添付した建退共掛金収納書届を提出させるものとする。

(6) 建退共掛金収納書不要届

元請事業者が当該工事において対象労働者を雇用する予定がない場合は、工事契約後1ヶ月以内に建退共掛金収納書届に代えて、「労務計画書」及び「建退共掛金収納書不要届」を提出させるものとする。

(7) 建退共証紙購入等実績報告

元請事業者に対し、工事完成時に対象労働者述べ人数及び証紙の貼付枚数などを記載した「実績報告書」及び「共済証紙受払簿」を提出させるものとする。

第10章 電子入札システムの運用基準

(電子入札の受付期間等の設定)

第54条 開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とするものとし、その他の期間等日時の設定は、紙入札における運用に準じるものとする。

(入札説明書等の電子ファイルの形式)

第55条 システムに登録する入札説明書等の電子ファイルの形式は、原則として Adobe Acrobat7以上のバージョンで作成したPDFファイルとする。ただし、入札参加者がファイルを編集し、工事費内訳書等を提出できるようにする場合の電子ファイルの形式は、Microsoft Word97以上のバージョン又は Microsoft Excel97以上のバージョンで作成したものとする。

(電子入札発注案件登録情報の修正及び手順)

第56条 公告日又は公表日以降において、電子入札発注案件登録情報について修正する必要がある場合は、以下の手順により速やかに変更登録を行うものとする。

- (1) 修正が必要となった案件でシステムにより修正が可能な案件については、システムにより登録情報を修正するとともに、その旨をシステム及び市ホームページにおいて周知する。
- (2) 修正が必要となった案件でシステムにより修正が不可能な案件については、新規入札案件として改めて登録する。
- (3) 前号の場合、既に第15条に定める確認申請書等の提出があった入札参加者に対しては、改めて登録した案件に対して確認申請書等を提出するよう依頼するものとする。

(電子入札に係る添付書類の提出方法)

第57条 電子入札で求める各種書類の提出は、システムにより提出させるものとする。ただし、第3項に該当する場合を除く。

2 入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるいずれかのものを指定する。なお、電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番 号	使用アプリケーション	フ ァ イ ル 形 式
1	Microsoft Word	Word97以上のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel97以上のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat3 以上のバージョンで作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式)

注)ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。

3 電子入札で求める各種書類の提出について、入札参加者が提出する電子ファイルの容量が1MBを超える場合又は提出資料の電子データ化が困難若しくは不相当と認められる場合は、原則として郵送により提出を求めるものとする。郵送による手続は次のとおりとする。

- (1) 郵送の受付締め切りは必着(以下同じ。)とし、郵送にあたっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとする。
- (2) 封筒には朱書きで表面に入札件名を表示させるものとする。
- (3) 発注者は、提出された書類のうち、入札参加資格確認申請書等の事前審査を行う旨の公告を行って、いるものを除き、提出された書類の全てを開札まで、未開封のまま厳重に保管しなければならない。

4 提出された電子ファイルにウィルス感染があった場合は、入札書受付締め切り後に当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。また、開札後にウィルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

(電子入札に係る連絡事項の確認)

第58条 入札参加者に対し、電子入札の手続等に関して通知を行う場合、システムの連絡事項確認機能により情報を提供するものとする。また、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続の不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

(電子入札に係る入札説明書・入札案件内容に対する質問回答)

第59条 電子入札による一般競争入札について、入札参加者が質問を行う場合は電子メールによるものとし、質問内容に入札参加者名を特定できる内容の記載のある場合は、回答をしないものとする。

(電子入札に係る開札後の公表等)

第60条 開札後、吹田市電子入札情報公開ホームページより、速やかに入札状況を公開するものとする。

ただし、第2項及び第3項に掲げる場合を除く。

2 最低制限価格調整額の算出根拠となる「入札秒数」及び「入札ミリ秒数」が掲載されている入札見積結果情報については、閲覧所において公表する。

3 公正入札調査を行う場合、入札参加者名は公開しないものとする。この場合、入札状況登録画面において「調査必要・保持保留」を選択し、備考欄に公正入札調査を行う旨を登録するものとする。

(システム障害等に係る手続)

第61条 第20条の3第9号の定めに伴うシステム障害発生時の手続は、次のとおりとする。

(1) 発注者側の障害の場合

発注者側にシステム障害が発生した場合は、ヘルプデスクに連絡し、障害復旧の見込みがない場合は入札を中止し、紙入札に変更するものとする。なお、復旧の見込みがある場合は、予定日時を延期することができるものとする。

(2) 入札参加者側の障害の場合

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の連絡があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとし、下記の各号に該当する障害等により、すぐに復旧できないと判断され、かつ、複数の入札参加者が参加できない場合は、予定日時を延期することができるものとする。

ア 天災

イ 通信事業者、プロバイダーに起因する通信障害

ウ 地域的な停電

(3) 入札の中止又は延期手続は、次により行うものとする。

ア 入札の中止の場合

(ア) 一般競争入札で自動入札参加資格審査を行う場合は、発注者においても申し込み者名を閲覧できないため、システムにより公表ができない場合は、本市のホームページ上において公表するものとする。

(イ) 上記以外(指名競争入札等)の場合で、システムにより通知ができない場合は、電話等に対応するものとする。

イ 復旧の見込みがある場合

入札書受付締切予定日時及び開札予定日時等の延期処理を行うとともに「日時変更通知書」を送信するものとする。ただし、変更後の予定日時を直ちに決定できない場合は、仮の日時と記事欄に「開札日時正式決定後に再度変更通知が送信される」旨を記載した「日時変更通知書」を送信するものとする。なお、送信できない場合は電話等に対応するものとする。

(入札参加者のICカード)

第62条 電子入札を利用することができる者は、吹田市入札参加有資格者名簿登録事業者のうち、別途指定する認証局が発行する有効なICカード取得し、システムに利用者登録をしている者に限るものとする。

2 電子入札を利用することができるICカードの名義は、次のいずれかであること。

(1) 有資格者名簿に登録されている者の代表者

(2) 有資格者名簿に登録されている者の営業所等の代理人

(3) 上記各号の者より代理人として入札・見積りに関する権限の委任を受けている者

(4) 個別案件における委任状の取り扱い

原則として個別案件における委任は認めないものとする。

3 ICカード登録の審査は、次のとおり行う。

- (1) ICカード登録の審査はシステムにより行う。
- (2) 入札参加者は一社あたり複数枚のICカード登録を行うことができるものとする。
- (3) ICカード登録審査が完了した者にのみ、システムによる入札参加資格申請等、電子入札への参加を認めるものとする。

4 ICカードが失効した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

電子入札に参加することができるICカードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合等により失効した場合には、当該ICカードによる電子入札への参加を認めないものとする。ただし、当該企業において利用者登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に引続き参加することができるものとする。

5 共同企業体用の場合は、代表構成員のICカードを使用するものとし、その名義人は第2項に定めるものとする。

6 入札参加者が登録を行ったICカードの連絡先情報(連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等)の変更については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする

7 ICカードの不正行為等の取り扱い

- (1) 入札参加者がICカードの不正使用、虚偽の参加資格申請、入札書の提出等、不正な行為が判明した場合は、当該入札の入札参加資格を取り消すものとする。
- (2) 落札後に不正使用等が明らかとなった場合は、契約締結前の場合は契約を行わないことができるものとし、契約締結後の場合は契約を解除できるものとする。
- (3) 上記各号に該当する場合は、指名停止措置等、その他契約事務上、相当の措置をとるものとする。

＜ICカードを不正に使用した場合の例示＞

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ② 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合。
- ③ 同一案件に対し、同一事業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合。

第11章 その他

(苦情の申立て)

第63条 入札参加資格等に不服がある有資格事業者は、別に定めるところにより、市長に苦情の申立てを行うことができるものとする。

(委 任)

第64条 この要領に定めるもののほか、工事請負契約等に係る発注に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条の規定中、設計・測量等の業務委託に係る部分及び第18条第2項の規定については、別に定める日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第4条及び第25条第2項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年6月30日までの間、第52条第2項第3号の規定中「直接的かつ恒常的な」とあるのは「直接的な」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年1月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、平成25年度以後の年度に係るランク等の認定について適用し、平成24年度までの年度に係るランク等の認定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行し、同日以後に公告(指名競争入札については、指名通知。)した案件について適用する。ただし、第21条、第35条及び第36条の規定は、同年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月17日から施行し、平成26年4月1日以後に契約締結する案件について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月18日から施行し、同日以後に開札を行う案件について適用する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月4日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する案件について適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月18日から施行し、同日以後に開札を行う案件について適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条第2号の規定は、ガス設備工事を除く予定価格が250万円未満の工事及び予定価格が100万円未満の設計・測量等の業務委託については、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

別記第1

格付基準表

(1) 土木一式工事

ランク	総合評点	工事金額(予定価格)
A	900点以上	3億円以上
B	800点以上900点未満	1億5,000万円以上3億円未満
C	700点以上800点未満	5,000万円以上1億5,000万円未満
D	550点以上700点未満	1,000万円以上5,000万円未満
E	550点未満	1,000万円未満

(2) 建築一式工事

ランク	総合評点	工事金額(予定価格)
A	900点以上	4億円以上
B	800点以上900点未満	1億5,000万円以上4億円未満
C	700点以上800点未満	5,000万円以上1億5,000万円未満
D	550点以上700点未満	1,000万円以上5,000万円未満
E	550点未満	1,000万円未満

(3) 電気・管工事

ランク	総合評点	工事金額(予定価格)
A	900点以上	5,000万円以上
B	600点以上900点未満	1,000万円以上5,000万円未満
C	600点未満	1,000万円未満

(4) 舗装工事

ランク	総合評点	工事金額(予定価格)
A	970点以上	5,000万円以上
B	660点以上970点未満	1,000万円以上5,000万円未満
C	660点未満	1,000万円未満

備考

この表に掲げる工事以外の工事及び特殊な場合の工事については、ランク区分を設けない。

別記第2

吹田市工事請負契約等入札心得書

制 定 平成17年 4月 1日

最近改定 令和 6年 9月 1日

(目 的)

第1条 この心得書は、吹田市(以下「市」という。)が発注する建設工事等(測量等コンサルタント業務を含む。)に係る一般競争入札、指名競争入札及び公募型指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

2 吹田市電子入札システムを用いて行う入札に係る手続その他の取り扱いについては、吹田市電子入札心得書(平成17年4月1日制定)によるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、吹田市財務規則及びその他の関係法令並びにこの心得書を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、市の指示に従い円滑な入札に協力するとともに公正な入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律((昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。))その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、この心得書、設計図書、現場を十分検討し、また契約締結に必要な条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。あらかじめ設計図書等に係る質疑期間を設定した場合は、指定された方法により質疑をすることができる。なお、仕様書、図面等の設計図書等の受領を拒否した者又は図面及び設計書等の実費を徴収する場合において、これを納付しない者は入札参加を辞退したものとみなす。

3 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

4 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札保証金)

第4条 入札保証金の納付は、吹田市財務規則第98条(第108条において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

(入札参加資格)

第5条 公募に係る入札参加希望者は、入札に係る公告又は公表した指定期日までに、指定した確認書類を市に提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 市は、前項の入札参加資格の有無の決定を行ったときは、当該申請をした者に通知する。

3 次の各号に該当する者は入札に参加することができない。

(1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者

(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者

(3) 第1項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有さない者

- (4) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者又は指名を取り消されている者
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限が失効している者。参加希望工事種類について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P点）の記載のないものはこれに準ずる。
- (6) 当該入札において他の入札参加者の代理を行っている者
- (7) 吹田市工事成績評定結果活用要領（平成26年3月7日制定）に基づく入札参加制限措置を受けている者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れのある者又はなした者

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができるものとし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

2 入札を辞退するときは、文書により申し出るものとし、貸与した設計図書等があるときは速やかに返却しなければならない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

（入札前の確認手続）

第7条 第5条の規定により入札参加資格があると認められた入札参加者は、指定する日時及び場所を厳守し、担当職員の指示に従い、円滑な入札の執行に協力しなければならない。

2 入札参加者が代理人の場合は、指定様式の委任状を提出しなければならない。

3 貸与した設計図書等がある場合は、これを返却しなければならない。

（入札書の提出）

第8条 入札書の提出は、入札書は封筒から出し、入札書のみを入札箱に入れるものとし、入札箱に投入された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

2 入札書の記載金額は、消費税等相当額を除いた額とする。

3 入札に際し、当該入札の根拠となる積算内訳書その他指定する書類の提出を入札条件としている場合は、入札書と同時に指定する方法により提出しなければならない。

（入札の取り止め）

第9条 入札参加者が、第2条又は第3条に抵触した恐れがあるとき等、市が必要と認める場合は入札の執行を延期し、若しくは入札を取り止めることができる。この場合において、市が必要と認めるときは、当該入札に関する調査を行うことができるものとする。

2 前項の規定により市が調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。

4 指名競争入札の執行に際して、入札参加者が2者に満たない場合は入札の執行を取り止めることができる。

（開 札）

第10条 開札は、入札書提出期限を経過した場合又は全ての入札参加者が入札書を提出した場合に、直ちにその場で入札参加者の立ち会いのもとに行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

（無効の入札）

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者が行った入札

- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 指定様式以外での入札
- (4) 記名、押印を欠く入札（朱肉を使用しない押印を含むなお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札を含む。）
- (5) 金額を訂正した入札、又は金額の記載が不明瞭な入札（容易に消去できる文具で記載された入札を含む。原則として、黒のインク又はボールペンとする。）
- (6) 誤字、脱字などにより意思表示が明確でない入札書による入札
- (7) 所定の日時を過ぎて提出された入札、所定の場所に提出しない入札
- (8) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出した入札
- (9) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札
- (10) 再度入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (11) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札
- (12) 同一入札に参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当する者が行った入札。ただし、入札書を提出するまでに、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効とする。
 - ア 子会社等と親会社等（会社法及び会社法施行規則の規定による子会社等及び親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ウ 一方の会社等の役員（持株会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (13) 同一入札に参加する事業協同組合とその組合員又は同一の組合員が重複して加入している事業協同組合同士が行った入札
- (14) 同一入札に参加する共同企業体とその構成員又は同一の構成員が重複して結成している共同企業体同士が行った入札
- (15) 積算内訳書の提出を求めた場合であつて、入札時に積算内訳書が添付されていない入札又は必要事項が記載されていない入札及び原則として、積算内訳書に記載された合計金額（税抜）と入札額がそれぞれ異なる価格で行った入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市が指示した条件に違反して入札した者の入札（失格の入札）

第11条の2 予定価格を公表した入札において、予定価格を上回る、又は最低制限価格を下回る入札は失格とする。

（再度入札等）

第12条 予定価格を公表しない入札の開札を行った結果、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとし、再度の入札は1回とする。ただし、予定価格を公表した入札は再度の入札は行わない。

2 次の各号のいずれかに該当する入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 第11条の規定により無効とされた入札を行った者
- (2) 最低制限価格を設定した入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした

者

- 3 第1項に基づく手続を行った後においても落札者がいない場合は、最低の価格をもって入札した者と随意契約を行うための交渉をすることができるものとする。

(落札者の決定)

第13条 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。ただし、最低制限価格を適用していない入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができるものとする。

- 2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格での入札は失格とする。ただし、失格を理由として不利益な扱いは受けないものとする。

- 3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

- 4 落札額は、落札者の入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額とする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、市から交付された契約書については契約書頭書記載の契約日（以下「契約日」という。）までに記名押印のうえ、又は契約内容を記載した電磁的記録については、契約日までに電子署名を付与のうえ、市に提出しなければならない。配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合については、その調書を落札後速やかに市に提出しなければならない。契約に必要なその他の書類については、落札決定の日から契約締結日までに提出するものとする。ただし、市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求められた場合には、契約日までにその誓約書を提出するものとする。

- 3 落札者が前項に規定する誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(契約保証金)

第15条 落札者は、落札決定後速やかに、下記の契約区分に基づく契約保証金を現金等で市に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 工事請負契約のとき

契約金額の100分の10以上

- (2) 測量等コンサルタント業務委託契約のとき

ア 一般競争入札の場合は、契約金額の100分の10以上

イ 指名競争入札及び随意契約の場合は、契約金額の100分の5以上

- 2 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。ただし、還付する契約保証金には利息は付さないものとする。

(契約の確定)

第16条 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したとき、又は契約内容を記載した電磁的記録に電子署名を付与したときに確定する。

(落札決定の取り消し)

第16条の2 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者（落札者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。）が次の各号のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

- (1) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
- (2) 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき
- (3) 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (5) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (6) 第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
- (7) 配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合に、その調書を提出しないとき
- (8) 正当な理由がなく、第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

2 前項の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により落札の決定を取り消した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第22条第7号に規定する手続きによる。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第17条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吹田市条例第19号）第2条の規定に該当する契約は、第16条の規定にかかわらず、議会の可決後に本契約としての効力が生ずるものとし、落札者の決定日から本契約までの間は、仮契約としての効力を有するものとする。

2 市は、落札者が本契約までの間に、前条第1項のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することができる。

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

4 第2項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、前条第3項に規定する手続きによる。

(異議の申立)

第18条 入札参加者は、入札後、この心得書、設計図書、仕様書、現場、契約書及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として、異議申し立てをすることはできない。

附 則

この心得は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２４年１２月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２６年３月１７日から施行し、平成２６年４月１日以後に契約締結する案件について適用する。

附 則

この心得書は、平成２７年１月７日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この心得書は、令和６年９月１日から施行する。

別記第3－1

吹田市電子入札心得書（一般競争入札）

制 定 平成17年 4月 1日

最近改定 令和 5年 10月 1日

（目 的）

第1条 この心得書は、吹田市（以下「市」という。）が電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて発注する建設工事等（測量等コンサルタント業務を含む。）に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、吹田市財務規則及びその他の関係法令並びにこの心得書を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、市の指示に従い円滑な入札に協力するとともに公正な入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。））及び電子署名及び認証業務に関する法律（（平成12年法律第102号）（以下「電子署名法」という。））その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、この心得書、設計図書、現場を十分検討し、また契約締結に必要な条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。あらかじめ設計図書等に係る質疑期間を設定した場合は、指定された方法により質疑をすることができる。なお、仕様書、図面等の設計図書等の受領を拒否した者又は図面及び設計書等の実費を徴収する場合において、これを納付しない者は入札参加を辞退したものとみなす。

3 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

4 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札保証金）

第4条 入札保証金の納付は、吹田市財務規則第98条（第108条において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

（システムの利用資格者）

第5条 システムを利用できる者は、吹田市入札参加有資格者名簿に登載されている者又は当該代表者から入札参加資格申請、入札、見積権限について委任を受けた者が、電子署名法に基づく電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、市に「吹田市電子入札で使用するパスワード登録申請書」を提出した者とする。

(入札参加資格)

第6条 入札参加者は、入札に係る公告又は公表した指定期日までに指定した確認書類をシステム等により提出し、入札参加資格の有無についてシステムによる事前審査、システムに添付された積算内訳書等の審査及び事後審査を受けなければならない。

2 次の各号に該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) 前項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有さない者
- (4) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者又は指名を取り消されている者
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限が失効している者。参加希望工事種類について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のP点の記載のないものはこれに準ずる。
- (6) 当該入札において他の入札参加者の代理を行っている者
- (7) 吹田市工事成績評定結果活用要領（平成26年3月7日制定）に基づく入札参加制限措置を受けている者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れのある者又はなした者

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができるものとし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

2 入札を辞退するときは、入札辞退届をシステムにより提出するものとする。

3 入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書がシステムのサーバーに未到着の場合は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

(入札書の提出)

第8条 第6条第1項本文の規定による事前審査の結果、入札参加資格があると認められた入札参加者は、定められた時間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。

2 入札書の記載金額は、消費税等相当額を除いた額とする。

3 入札の実施回数は1回とする。

4 システムにより提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。

5 入札に際し、当該入札の根拠となる積算内訳書その他指定する書類の提出を入札条件としている場合は、公告等で指定する方法により提出しなければならない。

(入札方法の変更及び入札の取り止め等)

第9条 市がやむを得ない事由によりシステムを用いて行う入札の続行が困難と認めた場合は、従来の紙入札に変更することがある。

2 第2条又は第3条に抵触した恐れがあるとき等、市が必要と認める場合は入札の執行を延期し、若しくは入札を取り止めることができる。この場合において、市が必要と認めるときは、当該入札に関する調査を行うことができるものとする。

3 前項の規定により市が調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

4 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。

(開 札)

第 10 条 開札は、市が指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。

(無効の入札)

第 11 条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者が行った入札
- (2) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (3) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (4) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (5) ICカードを取得していない者が行った入札及びシステムの不正利用、ICカードの不正使用により行われた入札
- (6) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札
- (8) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札
- (9) 同一入札に参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当する者が行った入札。ただし、入札書を提出するまでに、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効とする。
 - ア 子会社等と親会社等（会社法及び会社法施行規則の規定による子会社等及び親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ウ 一方の会社等の役員（持株会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (10) 同一入札に参加する事業協同組合とその組合員又は同一の組合員が重複して加入している事業協同組合同士が行った入札
- (11) 同一入札に参加する共同企業体とその構成員又は同一の構成員が重複して結成している共同企業体同士が行った入札
- (12) 入札参加資格確認申請書時に入札参加資格確認申請に係る添付資料が添付されていない入札又は必要事項が記載されていない入札
- (13) 積算内訳書の提出を入札条件としている場合は、入札時に積算内訳書が添付されていない入札又は必要事項が記載されていない入札
- (14) 積算内訳書の提出を求めた場合であって、当該積算内訳書に記載された合計金額（税抜）の額と入札額が同額でなくてはならないとした入札において、それぞれ異なる価格で行った入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市が指示した条件に違反して入札した者の入札

(失格の入札)

第 11 条の 2 予定価格を公表した入札において、予定価格を上回る、又は最低制限価格を下回る入札は失格とする。

(落札候補者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札候補者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、システムのくじ機能により落札候補者を決定する。

2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とし、最低制限価格を下回る価格での入札は失格とする。ただし、失格を理由として不利益な扱いは受けないものとする。

(落札者等の決定)

第13条 前条の規定により落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、システムによる審査項目のほか、入札参加条件を証する書類の提出を求める必要がある場合は、その入札参加資格について事後審査を行うものとする。

2 前項に規定する事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めた落札候補者を落札者とする。ただし、入札参加資格がないと認められる場合は、次順位の落札候補者について入札参加資格の審査を行うものとする。

3 落札額は、前項の規定により決定した落札者の入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額とする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、契約書頭書記載の契約日までに、市から交付された契約書については記名押印のうえ、又は契約内容を記載した電磁的記録については電子署名を付与のうえ、これを市に提出しなければならない。契約に必要なその他の書類については、落札決定の日から契約締結日までに、提出するものとする。ただし、市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

(契約保証金)

第15条 落札者は、落札決定後速やかに、下記の契約区分に基づく契約保証金を現金等で市に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(1) 工事請負契約のとき

契約金額の100分の10以上

(2) 測量等コンサルタント業務委託契約のとき

ア 一般競争入札の場合は、契約金額の100分の10以上

イ 指名競争入札及び随意契約の場合は、契約金額の100分の5以上。

2 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。ただし、還付する契約保証金には利息は付さないものとする。

(契約の確定)

第16条 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したとき、又は契約内容を記載した電磁的記録に電子署名を付与したときに確定する。

(落札決定の取り消し)

第16条の2 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者（落札者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。）が次の各号のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

(1) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき

(2) 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき

- (3) 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき
 - (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - (5) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - (6) 第11条第8号に該当する行為があったと認められるとき
 - (7) 配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合に、その調書を提出しないとき
 - (8) 正当な理由がなく、第14条に定める期間内に契約を締結しないとき
- 2 前項の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により落札の決定を取り消した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第22条第7号に規定する手続きによる。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第17条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吹田市条例第19号）第2条の規定に該当する契約は、第16条の規定にかかわらず、議会の可決後に本契約としての効力が生ずるものとし、落札者の決定日から本契約までの間は、仮契約としての効力を有するものとする。

2 市は、落札者が本契約までの間に、前条第1項のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することができる。

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

4 第2項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、前条第3項に規定する手続きによる。

(異議の申立)

第18条 入札参加者は、入札後、この心得書、設計図書、仕様書、現場、契約書及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として、異議申し立てをすることはできない。

附 則

この心得は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２４年１２月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２６年３月１７日から施行し、平成２６年４月１日以後に契約締結する案件について適用する。

附 則

この心得書は、平成２７年１月７日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成３０年１月１日から施行する。

附 則

この心得書は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この心得書は、令和５年１０月１日から施行する。

別記第3－2

吹田市電子入札心得書（指名競争入札）

制 定 平成30年 1月 1日
最近改定 令和 5年 10月 1日

（目 的）

第1条 この心得書は、吹田市（以下「市」という。）が電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて発注する建設工事に係る指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、吹田市財務規則及びその他の関係法令並びにこの心得書を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、市の指示に従い円滑な入札に協力するとともに公正な入札を妨害するような行為をしてはならない。
- 3 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。））及び電子署名及び認証業務に関する法律（（平成12年法律第102号）（以下「電子署名法」という。））その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、この心得書、設計図書、現場を十分検討し、また契約締結に必要な条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。あらかじめ設計図書等に係る質疑期間を設定した場合は、指定された方法により質疑をすることができる。なお、仕様書、図面等の設計図書等の受領を拒否した者又は図面及び設計書等の実費を徴収する場合において、これを納付しない者は入札参加を辞退したものとみなす。
- 3 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 4 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札保証金）

第4条 入札保証金の納付は、吹田市財務規則第98条（第108条において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合は免除する。

- 2 落札者が契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

（システムの利用資格者）

第5条 システムを利用できる者は、吹田市入札参加有資格者名簿に登載されている者又は当該代表者から入札参加資格申請、入札、見積権限について委任を受けた者が、電子署名法に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、市に「吹田市電子入札で使用するパスワード登録申請書」を提出した者とする。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができるものとし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

2 入札を辞退するときは、入札辞退届をシステムにより提出するものとする。

3 入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書がシステムのサーバーに未到着の場合は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札参加者は、定められた時間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。

2 入札書の記載金額は、消費税等相当額を除いた額とする。

3 入札の実施回数は1回とする。

4 システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

5 入札に際し、当該入札の根拠となる積算内訳書その他指定する書類の提出を入札条件としている場合は、公告等で指定する方法により提出しなければならない。

(入札方法の変更及び入札の取り止め等)

第8条 市がやむを得ない事由によりシステムを用いて行う入札の続行が困難と認めた場合は、従来の紙入札に変更することがある。

2 第2条又は第3条に抵触した恐れがあるとき等、市が必要と認める場合は入札の執行を延期し、若しくは入札を取り止めることができる。この場合において、市が必要と認めるときは、当該入札に関する調査を行うことができるものとする。

3 前項の規定により市が調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

4 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。

(開 札)

第9条 開札は、市が指定した日時に行うものとする。

(無効の入札)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者が行った入札

(2) 所定の日時、場所に提出しない入札

(3) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札

(4) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札

(5) ICカードを取得していない者が行った入札及びシステムの不正利用、ICカードの不正使用により行われた入札

(6) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出した入札

(7) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札

(8) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札

(9) 積算内訳書の提出を入札条件としている場合は、入札時に積算内訳書が添付されていない入札又は必要事項が記載されていない入札

(10) 積算内訳書の提出を求めた場合であって、当該積算内訳書に記載された合計金額(税抜)の額と入札額が同額でなくてはならないとした入札において、それぞれ異なる価格で行った入札

(11) 前各号に掲げるもののほか、市が指示した条件に違反して入札した者の入札

(失格の入札)

第10条の2 予定価格を公表した入札において、予定価格を上回る、又は最低制限価格を下回る入札は失格とする。

(落札者の決定)

第11条 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、システムのくじ機能により落札者を決定する。

2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格での入札は失格とする。ただし、失格を理由として不利益な扱いは受けないものとする。

3 落札額は、前項の規定により決定した落札者の入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額とする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、契約書頭書記載の契約日までに、市から交付された契約書については記名押印のうえ、又は契約内容を記載した電磁的記録については電子署名を付与のうえ、これを市に提出しなければならない。契約に必要なその他の書類については、落札決定の日から契約締結日までに、提出するものとする。ただし、市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

(契約保証金)

第13条 落札者は、落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金等で市に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。ただし、還付する契約保証金には利息は付さないものとする。

(契約の確定)

第14条 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したとき、又は契約内容を記載した電磁的記録に電子署名を付与したときに確定する。

(落札決定の取り消し)

第14条の2 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

- (1) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
- (2) 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき
- (3) 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (5) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (6) 第10条第8号に該当する行為があったと認められるとき
- (7) 配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合に、その調書を提出しないとき
- (8) 正当な理由がなく、第12条に定める期間内に契約を締結しないとき

2 前項の規定により落札決定を取り消したることについて、市は一切の責めを負わないものとする。

- 3 第1項の規定により落札の決定を取り消した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第22条第7号に規定する手続きによる。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第15条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年吹田市条例第19号)第2条の規定に該当する契約は、第14条の規定にかかわらず、議会の可決後に本契約としての効力が生ずるものとし、落札者の決定日から本契約までの間は、仮契約としての効力を有するものとする。

- 2 市は、落札者が本契約までの間に、前条第1項のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することができる。

- 3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

- 4 第2項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除した場合において、随意契約により契約の相手方を決定しようとするときは、前条第3項に規定する手続きによる。

(異議の申立)

第17条 入札参加者は、入札後、この心得書、設計図書、仕様書、現場、契約書及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として、異議申し立てをすることはできない。

附 則

この心得書は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、令和5年10月1日から施行する。

別記第4

工事現場における適正な施工体制の確保等に関する取り扱い

標記のことについて、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、下記により取り扱うこととします。

記

- 1 一括発注下請の禁止
公共工事では、一括下請負を全面的に禁止しています。
- 2 技術者の配置
 - (1) 現場代理人の配置
工事現場に常駐できる方を現場代理人として配置してください。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、工事現場における常駐を要しない場合があります。
 - (2) 主任技術者の配置
建設工事の施工技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者の配置が必要です。
 - (3) 監理技術者の配置
下請契約の総額が 4,500 万円(建築一式工事の場合 7,000 万円)以上になる場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を配置してください。
 - (4) 現場代理人等の兼任
現場代理人と主任技術者(監理技術者を含む。)は、兼任することができます。
 - (5) 技術者の専任配置
請負金額 4,000 万円(建築一式工事の場合は 8,000 万円)以上の場合は、工事現場ごとに専任の技術者を配置させなければなりません。
※専任とは
他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。
 - (6) 受注者と現場代理人等との雇用関係
現場代理人及び主任技術者(監理技術者を含む。)は受注者と入札参加資格確認申請受付最終日(指名競争入札による場合は入札日、随意契約による場合は見積書提出日)以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。(健康保険被保険者証の写し等の提出により雇用関係を確認します。)
- 3 「登録のための確認のお願い」の作成及び登録
請負金額が 500 万円以上の工事については、工事实績情報システム(CORINS)に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、一般財団法人日本建設情報総合センターに登録し、「登録内容確認書(工事实績)」の(写)を工事担当室(課)に提出してください。
- 4 施工体制台帳及び施工体系図の作成
下請契約を締結する場合は、施工体制台帳及び施工体系図の作成が必要です。また、下請負人の健康保険等の加入状況についても確認が必要になります。
施工体制台帳(写)については、工事担当室(課)に提出してください。
- 5 下請の適正化
下請代金の決定、支払条件の決定等の下請業者との契約については、建設業法、その他関係諸法令を遵守し、適正な下請負関係を結んでください。特に下記事項に留意し、公正で信義に従った誠実な対応を行ってください。
 - (1) 下請契約においては、建設業法第19条の規定に基づき契約書を作成し、その内容においては適正な工期及び工程の設定をしてください。
 - (2) 下請代金の設定については、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、これに基づく双方の協議を行うなど、適正

な手順を徹底するとともに、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとしてください。

- (3) 前払金の支払を受けたときは、建設業法第24条の3第2項に基づき、前払金制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに前払いするよう適切な配慮をしてください。
- (4) 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後の支払いを受けたときは、下請業者に対し、速やかに支払うようにしてください。
- (5) 共同企業体が行う工事の下請契約等は、共同企業体名による契約を締結するなど、あらかじめ各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にしてください。
- (6) インボイス制度の導入に当たり、元請負人(下請契約の注文者)が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない(減額する)行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。(国土交通省ホームページより)

6 適正な労働条件の確保

建設工事に従事する労働者の雇用にあたっては、労働関係諸法令を遵守し、労働条件の改善に努めてください。

- (1) 労働者の労働環境の確保のため、社会保険(雇用保険、健康保険、厚生年金等)の加入及び保険料の適正な納付を行うとともに、下請契約締結時における法定福利費を適正に確保してください。また、元請業者は、下請業者に対して、これらのことについて指導、助言等を行うようお願いします。
- (2) 労働者の災害に対する補償について、任意の労働者災害補償保険に加入するなど適切な対応を行ってください。
- (3) 労働者の福祉の向上及び雇用の安定を図るための建設業退職金共済組合に加入する等適切な運用を行ってください。

7 労働者の事故防止

労働災害の防止については、自らが雇用する労働者はもとより、下請負がある場合は、その労働者も含めて保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期するように十分配慮してください。

別記第5（表面）

建退共証紙の購入等について

建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)は、「中小企業退職金共済法」に基づき、建設現場で働く人たちのために設けられた退職金制度です。

この制度は、労働者がいつ、また、どこかの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算されて退職金が支払われる仕組みになっており、短期間に職場を転々と移動して雇用される労働者にとっては、福祉の充実から有意義な制度であります。

本制度の普及徹底を図るため、建設業退職金共済証紙(以下「証紙」という。)等の購入について下記のとおり取り扱います。

（元請事業者の責務）

1. 元請事業者は、全ての下請事業者(以下「下請事業者」という。)に対する監督・指導を通じて、本制度の普及・啓発を図るとともに、当該工事に従事する建設業退職金共済制度の対象となる労働者(以下「対象労働者」という。)を把握し、適切に証紙を購入し、また、対象労働者を雇用する下請事業者に対して本制度への加入、建設業退職金共済手帳の交付の促進及び証紙の貼付を求めるなど、本制度の適切な運用に努めてください。

（標識の掲示）

2. 元請事業者は、当該工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を掲示してください。

（工事現場内に事務所などを設置しない等のため、適当な掲示場所のない現場においては、当該標識を平板等に張り付け、立て札タイプで掲示してください。）

（証紙購入計画）

3. 元請事業者は、契約締結後1ヶ月以内に予測される対象労働者の述べ人数に対応した「建退共証紙購入計画書」(様式第1号)及び「労務計画書」(様式第2号)を作成し、提出してください。

（建退共掛金収納書届）

4. 元請事業者は、契約締結後1ヶ月以内に証紙を購入し、また分割購入する場合には、証紙を購入した場合の掛金収納書とともに、「建退共掛金収納書届」(様式第3号)を提出してください。なお、契約当初において対象労働者数の把握が困難な場合には、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」(裏面)を参考に証紙を購入し、掛金収納書とともに建退共掛金収納書届を提出してください。

また、下請事業者が必要とする証紙を直接購入した場合にも、その掛金収納書を添付のうえ、建退共掛金収納書届を提出してください。

（建退共掛金収納書不要届）

5. 元請事業者は、当該工事において対象労働者を雇用する予定がない場合は、工事契約後1ヶ月以内に建退共掛金収納書届に代えて、労務計画書及び「建退共掛金収納書不要届」(様式第4号)を提出してください。

（建退共証紙購入等実績報告）

6. 元請事業者は、工事完成時に対象労働者述べ人数及び証紙の貼付枚数などを記載した「実績報告書」(様式第5号)及び「共済証紙受払簿」(様式第6号)を提出してください。

別記第5（裏面）

建退共証紙購入の考え方について

下記は、総工費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者述べ就業予定者数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

したがって、これを実際に活用する際には、下記に、 $\left[\frac{\text{対象工事における労働者の加入率}(\%)}{70\%} \right]$ を乗じた値を参考としてください。

工事種別 総工事費	土			木		
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 提	浚渫・埋立	その他の土木
1,000 ～ 9,999千円	3.5/1,000	3.5/1,000	4.5/1,000	4.1/1,000	3.7/1,000	4.1/1,000
10,000 ～ 49,999千円	3.3/1,000	3.2/1,000	3.6/1,000	3.8/1,000	2.8/1,000	3.6/1,000
50,000 ～ 99,999千円	2.9/1,000	2.8/1,000	2.8/1,000	3.1/1,000	2.7/1,000	3.1/1,000
100,000 ～ 499,999千円	2.3/1,000	2.1/1,000	2.1/1,000	2.5/1,000	1.9/1,000	2.3/1,000
500,000 千円以上	1.7/1,000	1.6/1,000	1.9/1,000	1.8/1,000	1.7/1,000	1.8/1,000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000 ～ 9,999千円	4.8/1,000	3.2/1,000	2.9/1,000	2.2/1,000
10,000 ～ 49,999千円	2.9/1,000	3.0/1,000	2.1/1,000	1.7/1,000
50,000 ～ 99,999千円	2.7/1,000	2.5/1,000	1.8/1,000	1.4/1,000
100,000 ～ 499,999千円	2.2/1,000	2.1/1,000	1.4/1,000	1.1/1,000
500,000 千円以上	2.0/1,000	1.8/1,000	1.1/1,000	1.1/1,000

(注)総工事費とは、請負契約額(消費税等相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

別記第6

建設工事入札参加有資格者の等級(ランク)格付けにおける 発注者別評価点(主観点)に関する運用基準

(主旨)

- 1 この基準は、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第2条第3項第1号に基づく発注者別評価点(以下「主観点」という。)について、必要な項目を定めるものとする。

(主観点の対象者)

- 2 主観点の対象者は、入札参加有資格者名簿に市内事業者として登載されている者とし、毎年度等級(ランク)の認定については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値と主観点を合計したものを適用するものとする。

(主観点の対象工種)

- 3 主観点の対象とする工種は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事とする。
(入札参加資格認定申請時に希望していない工種は除く。)

(主観点の対象項目)

- 4 主観点の対象となる項目は次によるものとし、それぞれの加算点の合計を主観点とする。

(1) 工事成績

吹田市工事成績評定要領又は吹田市水道部工事成績評定要領により工事成績評定を行った工事において、工種ごとに過去2年間(主観点加算対象年度の前々年1月1日から前年12月31日まで)の工事成績評定の結果(以下「評定点」という。)の平均値(小数点第2位四捨五入)をもって別表の点数を加算する。(過去2年間に該当する工事が無ければ加算点は0点とする。)

別表

評定点の平均値	加算点	評定点の平均値	加算点
95点以上	50点	80点以上85点未満	20点
90点以上95点未満	40点	75点以上80点未満	10点
85点以上90点未満	30点	75点未満	0点

(2) 環境及び品質マネジメント

ア 主観点加算対象年度において有効なISO14001又はエコアクション21を取得している場合は、全工種に10点加算する。

イ 主観点加算対象年度において有効なISO9001を取得している場合は、全工種に10点加算する。

(3) 障がい者雇用への貢献

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用している場合は、全工種に10点加算する。

(4) 保護観察対象者等への就労支援

大阪保護観察所に協力雇用主として登録している場合は、全工種に10点加算する。

(5) 災害時等における協力

本市と防災活動に関して協定や契約を締結している場合は、全工種に10点加算する。

(主観点の加算時期)

- 5 加算は年1回、2月15日(その日が吹田市の休日に関する条例に規定する市の休日(以下「市の休日」という。に当たるときは、市の休日の翌日とする。)を基準日とする。なお、年度途中において、主観点の加算は行わない。また、年度途中に新規で登録した事業者についても、主観点の加算は行わない。